

第一百九十六回国会 厚生労働委員会議録 第二十一号

(二六七)

平成三十年五月十八日(金曜日)  
午前十時開議

出席委員

委員長 高鳥 修一君

理事

後藤 茂之君

理事

橋本 岳君

理事

田村 憲久君

田村

堀内 詔子君

西村智奈美君

秋葉 賢也君

安藤 高夫君

大岡 敏孝君

木村 哲也君

國光あやの君

小林 鷺之君

佐藤 明男君

繁本 謙君

田畠 裕明君

池田 真紀君

長谷川嘉一君

吉田 統彦君

白石 洋一君

山井 道義君

柚木 中野

洋昌君

浦野 靖人君

柿沢 未途君

同日

足立 康史君

同月十八日

足立 康史君

多いんですけども、生産性向上を行うためにはどんなことをしていかなければいいのか。

時間外労働を減らしたことによって中小企業の経常利益が下がってしまうとか、あるいは、働き手の方たちの残業時間というのがもう生活給の中に入っている場合は給料が下がってしまうとか、さまざまなことをクリアしなければならないと思いますけれども、中小企業に対する支援策というのはどういうことが考えられるのか、お答えしていただけたらと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○山越政府参考人 お答え申し上げます。

中小企業それから小規模事業者の方が、生産性を高めながら、長時間労働の是正を始めといたします働き方改革に取り組んでいきますには、法律による規制とあわせて、労務管理あるいは業務プロセスの見直しについて具体的なノウハウを提供していくことが大切であるというふうに考えております。

このため、本年四月より、全国の都道府県に働き方改革推進支援センターを開設いたしました。この支援センターにおきまして、労務管理などの専門家による個別訪問などにより、コンサルティングを無料で実施いたしますとともに、商工会議所あるいは商工会议所との連携を図りまして、中小企業、小規模事業者向けのセミナー、出張相談会を行なうこととしております。

また、生産性向上あるいはIT投資などの企業経営に関する相談につきましては、よろず支援拠点と連携を図りまして、一体的に支援をしてまいることとしております。

このような支援につきましては、厚生労働省と中小企業、小規模事業者の身近な存在である商工会議所、商工会议所等の経営支援機関とが十分連携をして行なうことが大変重要であるというふうに考えておりまして、働き方改革推進支援センターがこのような商工団体としつかり連携をいたしまして、各地域における出張相談会でございますとか企業向けのセミナーを開催してまいりたいとい

うふうに考えております。

また、勤務環境の改善に取り組みます医療機関を支援するための機関といたしましては、医療機関のセンターにおきまして、アドバイザーによる医療機関への相談支援等を行つてまいりたいというふうに考えております。

○安藤(高)委員 どうもありがとうございます。

この制度が動き始めてからも、そのようなセンターが機能して、どういうふうな改善あるいは結果を得たのかということを十分調査していただければと思います。

民間における働き方改革も大変重要ですけれども、霞が関を始めとする公務員の方々の働き方改革も同じく重要なことだと思っております。特に、霞が関の国家公務員の方たちは、国会審議や質問主意書への対応など、長時間労働になりがちと聞いております。私も、昨日、夜の七時半過ぎまで厚生労働省の方にお話を聞いていただきました。

こうした中、国民のために国会において充実した審議を行うためにも、そして、我が国の働き方改革を進めるに当たっても、国家公務員の方々に超過勤務を強いることのないようにするために超勤務を強いることのないようにするためにも、今以上に、与野党を問わず、私も含めて、国会議員の一人一人が、質問通告を可能な限り早く、かつ与えられた質問時間に見合った質問の分量にした上で、質問内容を明確に通告していくことが大変重要だと考えております。

自民党の中でも、国家公務員の働き方に関する提言、一億総活躍推進本部の誰もが活躍する社会をつくるPT、きょういらっしゃいます穴見先生が事務局長をされていましたけれども、そこからも報告書が出ております。一方、各省庁においても、国会対応の工夫を進めていくことも重要と考えております。

そこで、働き方改革を推進する立場にある厚生労働省における働き方改革について、厚生労働省

の決意をお伺いしたいと思います。

○牧原副大臣 大変重要な点につきまして御質問をいただきまして、ありがとうございます。

国家公務員は、労働基準法の適用がないということから、何となくこれまで、幾ら働いても、働くことでも構わないみたいな雰囲気があつたような気もしますけれども、厚生労働省は働き方改革の旗振り役でございますので、みずから働き方改革に率先して取り組まなければならないと考えているところでございます。

この点、私の前任でもございました橋本岳前副大臣のもので、省内では業務改革のチームをつくつて、少しでも働き方改革をしようということを進めってきたところでございまして、限られた人員の中でより質の高い政策立案等ができるよう、内部打合せ時間の原則三十分の厳守など全職員が守るべき業務改善のルールの徹底、あるいは、無駄詰めや無駄な作業をさせないといった管理職がどるべき業務マネジメントの徹底などを図つているところでございます。

他方、国会対応につきましては、厚生労働省は、ほかの省庁と比べても、国会答弁数やあるいは質問主意書の件数なども非常に多くて、例えば他の業を所管している官庁と比べると質問主意書の数も三倍以上になるような、そういう傾向もございまして、これまでも国会待機等の当番制や待機縮小の徹底に努めているところでござりますけれども、私が見ていても、大変、深夜までとか、あるいは夜を徹してとか、そういう労働がまだ見受けられる状況でございます。

こういうことで、働き方改革を推進する上で、このような不適正と思われる業者を排除して、人材として手数料を稼いでいる業者が存在いたします。俗に言うドクター転がしというのでしょうか。

そういう中で、働き方改革を推進する上で、この紹介会社の適正化を図るために取組がやはり必要だと思います。これについてお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○小川政府参考人 お答え申し上げます。

職業紹介事業者が転職後短期間で転職を促すような悪質な行為を繰り返すことを防止するため、平成二十九年職業安定法の改正に伴いまして関係指針を改正し、紹介した労働者に対し、就職させてから二年間、転職の奨励を行つてはならないこととしております。

さらに、同法改正において、職業紹介事業者に

ますので、よろしくお願ひ申し上げます。

次の質問、三番目ですけれども、これは現場で

すと医師会さんや病院協会さんから非常に懇願された問題ですけれども、今問題になつております、人材紹介会社の役割と適正化です。

働き方改革によって、労働者がおののの事情に応じて多様な働き方を選択できるようになること、人材の移動が活発化して、ひいては人材紹介会社の役割が増大すると考えられますか、そうした中、旺盛な需要を狙つて、不適正な、悪質な業者が現在も出てきておりますし、これから出てくる、またさらなる懸念があると思います。

民間の病院においても、医師、あるいは看護師さんであつても、年俸の大体一〇%から三〇%ぐらいの手数料がかかるわけございまして、これ

です。



は大学病院から直に来ています。もしも自前のところでなかなか回せないような状況になつてしまふと、とても民間病院に大学病院から直を派遣してもらえない可能性が非常に強いです。本当に中小民間病院はほとんどが大学病院から派遣しております。そうすると、もう直ちにサドンデスといいますか、地域医療が崩壊してきてしまうと思います。

そういうことを含めて、医師の特別条項、さらには地域事情に応じた特例を制定することが必要だと思いますけれども、これについてどうお考えか、お答えいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○武田政府参考人 お答えをいたしました。  
まず、先ほど、山間僻地も含めて医療提供体制を維持する必要性に触れていただきましたけれども、働き方検討会中間的な論点整理の中におきましても、我が国医療提供体制を損なわない医師の働き方改革を進めていく必要がある、こういう御指摘もいただいておりまして、医療提供体制、そして地域医療の確保ということを進めていくということは非常に大事な視点であるというふうに考えております。

その上で、ただいま、御提案も含めて御指摘をいただきました。  
医師の働き方改革を検討するに当たりましては、まずは、医師の方々の勤務実態を十分に分析をする必要がある。その際に、勤務実態を分析する際に、個別の論点といたしまして、例えば、今御指摘がありました宿日直の取扱いなども議論に上がっております。

私ども、今回、医師の働き方改革に関する検討会中間的な論点整理を行っておりますが、その中で、医師の勤務実態の分析状況と今後の検討に關する論点というふうにまとめた部分がございまして、その中でも、例えば自己研さんについての御意見、それから宿日直許可についての御意見などもありまして、こういった特殊性があるのではないかともあります。

いかという点については、更に引き続き議論を深めてまいりたいというふうに思っております。

そして、勤務実態に関しましては、私ども、一分間タイムスケイプを実施をいたしまして、この実態の中で、例えば宿日直の勤務実態などについても詳細に明らかにすべく、現在分析を進めているところでございます。

そして、ただいま御提案、御指摘をいただきました医師独自の労働時間制度という点につきましては、医師の働き方改革に関する検討会の中間的な論点整理の中においても御意見の一つとして挙げられているところでございます。

引き続き、中間的な論点整理の各論点について幅広く議論を深めていくよう、まずはしっかりとデータ分析などを進めてまいりたいと考えております。

○安藤(高)委員 先ほど、特に山間部や僻地の規模の救急病院が厳しいというお話をさせていたしましたけれども、関西地区の大きな都市においても、公立病院とか公的病院が余り救急をやつてない、民間病院の方が主にやっているというエリアもありますので、そういうふうなところがサドンデスしないように、ぜひお願ひしたいと思っています。

○安藤(高)委員 先ほど、特に山間部や僻地の規模の救急病院が厳しいというお話をさせていたしましたけれども、関西地区の大きな都市においても、公立病院とか公的病院が余り救急をやつてない、民間病院の方が主にやっているというエリアもありますので、そういうふうなところがサドンデスしないように、ぜひお願ひしたいと思っています。

○武田政府参考人 お答えをいたします。

専門医の養成については、医療需要を見据えた地域別、科別の適正数と配置について考える必要があります。また、超高齢社会や疾病構造の変化により、総合医が重要と考えております。総合医の必要数については特にしつかりと考えていく必要があります。

これは前にもちよつと御質問させていただきましたけれども、アメリカにおいては、ACGM(E.米国卒後医学教育認定評議会)というのがございまして、そこで専門医の研修プログラム等を総合的に、そして横断的に評価をして、これが重要な仕組みがございます。これは、内科や救急などを始めとする医師の労働時間規制の内容も参考にしております。

ど二十八の評価委員会で、それぞれの認定基準を設定するとともに、モニタリングなどもしています。

さらに、研修医の労働時間におけるモニタリングについて言えば、最長八十時間、七日間に一日の休暇、連続二十八時間以上勤務していないなどがあります。これは、裏を返せば、その寸前までやつているということでございます。

メリカでは、研修医の労働時間が長くなつてしまつて、睡眠不足になつて医療事故が起きたという例がございますけれども、最近では、そうはいつても、研修医として自分で出した薬が患者さんにどのような効果があつたのかということを見据えないといい教育にならないということです。

こら辺も大分変わつてきているように聞いております。

この制度については違反をした場合は罰則規定もありますけれども、日本においてこのような制度を検討をすればと思つてますが、そこら辺のところに閑してはどうでしようか。よろしくお願ひします。

○武田政府参考人 お答えをいたします。

委員御指摘のアメリカの制度、ACGMなどいう組織が、研修プログラムの評価を行つたり、研修医についても労働時間制限の基準なども設定をしているというふうなことでございます。

米国の制度、私どもはいろいろ調べておりましたが、米国の医師の勤務時間規制に関しましては、研修医を含む勤務医につきまして、ホワイトカラーホグゼンプロセシヨンによる労働時間規制の適用除外がなされた上で、研修医については、研修プログラムを評価する民間機関が独自の労働時間制限基準を策定している、このように承知をしております。

医師の働き方改革に関する検討会が取りまとめた中間的な論点整理の時間外労働規制のあり方に關する論点についての今後の検討におきましては、研修医の労働時間規制の内容も参考にしております。

する必要ではないか、米国の研修医に対する労働時間規制による医師養成への影響の分析にも留意が必要ではないか、こういう意見が挙げられております。

諸外国の事例につきましては、我が国とは医療提供体制や基本的な労働法制なども異なることがあります。これは、裏を返せば、その寸前までやつているということでございます。

そして、ただいま御提案、御指摘をいただきました医師独自の労働時間制度という点につきましては、医師の働き方改革に関する検討会の中間的な論点整理の中においても御意見の一つとして挙げられているところでございます。

引き続き、中間的な論点整理の各論点について幅広く議論を深めていくよう、まずはしっかりとデータ分析などを進めてまいりたいと考えております。

○安藤(高)委員 ゼビ、下手して外國よりも非常に厳しいことになつてしまつて、医師の質の低下が起きないように、よくお願いしたいと思っております。

次に、七番目の質問ですけれども、先ほどちょっと武田局長からもお話をされましたけれども、臨床研修医、それから専攻医の研修の期間についてございます。

この期間は、医師としての研さんを積む重要な期間であります。医療の質の向上には、医師の能力は必要不可欠であります。この期間にどれだけ経験を積むかということが非常に重要な点だと思います。

びっくりしたのは、東京のある特定機能病院は、研修医の夜間の当直を廃止したということですけれども、我々が研修医のときも、夜中の当直のときにさまざまな疾患が出てきて、それを勉強していくということは非常に役立ちました。そんなことをして本当に研修医の質が上がるのかといふことは非常に疑問に思います。

先ほどのACGMでは、専門医の研修などを評価して認定を行う。そのような専門の機関でのしっかりとしたモニタリングを行うことで、研修医や専攻医の研修期間について特別的な労働法制から除外するような議論も今後は必要ではないかと感じています。

そのような意味でも、労働時間を総合的に、横断的に検証するための医療界が自主的に運営するシステムについて検討を行うことが非常に重要

だ。現場の声をどれだけ反映をしていただか。

現場でもいろんなやりくりをしながら、質を保ちながらやっているわけですねけれども、そういうことが地域医療の崩壊を防ぐと思いますけれども、そこら辺に関してのお考えをお聞きしたいと思います。

○武田政府参考人 お答えをいたします。

今委員から御指摘のありましたアメリカのACGMEにおきまして、総合的、横断的に評価がされているということをございまして、私どもも大変参考になり得る制度ではないかというふうに思っております。

○武田政府参考人 お答えをいたしました。

GMにおきまして、総合的、横断的に評価がされていて、よろしくお願ひします。

○武田政府参考人 お答えをいたしました。

変参考になり得る制度ではないかというふうに思つております。

例えば、日本で、先ほど申し上げました医師の勤務実態の把握、これをデータに基づいて議論をしておりますけれども、週当たり勤務時間が六十時間以上の病院常勤医師の診療科別割合というのがございまして、これが、産婦人科であります

とか救急でありますとか臨床研修の研修医が非常に割合が多くなっているといふことでございま

す。

こういうそれぞれの特性に応じて、どういうふうなことを考えていかなければいけないのか。特に臨床研修につきまして、週当たり勤務時間が長くなっているわけですけれども、一方で、今御指摘いただきました、研修の中で患者さんに寄り添つて診なければいけない部分があるといふような御意見もやはりあるんだろうというふうに思ひますので、そういうそれぞれの実態を踏まえながら、さらに海外の状況も踏まえ、そして、よりよい研修という意味に即しても、どのような議論が必要か、幅広い観点から検討を続けてまいりたいというふうに思います。

○安藤(高)委員 どうもありがとうございました。  
臨床研修医の人たちの中では、もっともっと自分たちは症例を診たい、仕事をしたいといふのに、何でこのような制限が出てきてしまふのかと実践していくことが求められるのではないか、いうような不満の声も聞いておりますので、そちら辺のバランスを考えながら、よろしくお願ひし

たいたと思つております。

最後になりましたけれども、これは質問じゃないんですけども、働き方改革という視点で、同

一労働同一賃金ということが言われていますが、そこは本当の意味での同一労働同一賃金とは少し

傾向は違うんですけれども、例えば、同じ病院の中に、慢性期の病棟、介護保険の療養病床、これは介護医療院になると思ひますけれども、もう一方で、医療保険の療養病床がございます。

そこに介護職の人が働いているわけですねけれども、介護保険のところの病棟においては、国から待遇改善加算という人件費の補助が出ているわけですね。

もう、介護保険の疗養病床、仕事の内容は全く同じなんですよ、それでまた勤務異動もあるわけですねけれども、医療保険の場合には、多少診療報酬上に加算がつくつかないかぐらいなんですね。

そのような病院で介護職の人たちをふやした場合、特に一般病院なんかもそうなんですねけれども、それで、同じような仕事をしていながら、大抵、私のデータだと月に二万円から三万円、お給料の差が出てきてしまうんです。そこら辺は、病院としては、同じ病院で働いている介護職ですか

ら、差がないように自腹を切つたりとかしてお給料を補填をしてしまふんですけれども、そういうふうな現実もあるので、そこら辺は本当に縦割りの社会の悪いところが出てると思いますけれども、そういうことも一つの例として解決していくか

なければならぬと思っております。

そういう意味で、まとめですけれども、ぜひとも、エビデンスのあるデータに基づいて、お医者さん、健康管も含めた、現実的な政策をしていく

ただきたいということ、先ほどお話ししましたけれども、医師だけじゃなくて、公務員の方の働き方改革、そしてまた我々国会議員一人一人も、また秘書の方も含めて、働き方改革をしっかりと実践していくことが求められるのではないか、

そういうふうに思つております。

○伊佐委員 これまでお話を伺つて、お聞きいたしました。

そこで私の質問を終わらせていただきます。

うもありがとうございました。

○高島委員長 次に、伊佐進一君。

○伊佐委員 おはようございます。公明党の伊佐進一です。本日も質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

まず冒頭取り上げたいのは、労働実態調査のデータの再検討をせざるを得なくなつたという、この件について、まず一言申し上げたいと思ひます。

我々の認識はつきり申し上げると、今回のこの調査結果で異常値が二割にも上つてゐるというようなこの状況、そしてまた、こういう手法で調査を行つた、それを、とりわけ裁量労働制との関係では比較をするデータとして使つた、ここは私は反省をすべきだというふうに厚労省に申し上げたいと思います。今後、だから、この実態を把握する調査のあり方、ここをしつかりと再検討していただきたいというふうに思つております。

裁量労働制については、いずれにしても、もう一度これは調査をするということになつております。

一度これは調査をするということになつております。国会をこれほど混乱をさせたわけですが、こ

ういうことはあつちやいけないと思つております。さまざま、厚労省の中でも、もちろんマンパ

ワーの制約なりなんなりいろんなものがあるんで

す。国会をこれほど混乱をさせたわけですが、こ

ういうことはあつちやいけないと思つております。さ

まざま、厚労省の中でも、もちろんマンパ

ワーの制約なりなんなりいろんなものがあるんで

す。国会をこれほど混乱をさせたわけですが、こ

ういうことはあつちやいけないと思つております。さ

まざま、厚労省の中でも、もちろんマンパ

ワーの制約なりなんなりいろんなものがあるんで

す。国会をこれほど混乱をさせたわけですが、こ

ういうことはあつちやいけないと思つております。

○牧原副大臣 裁量労働制につきましては、厚生労働省において新たな実態調査を行うということにしております。

議員が、今大切な御指摘をいただきましたけれども、医師だけじゃなくて、公務員の方の働き

くて、今後の労働実態調査ということのあり方

も、もちろんそういう意味で私は申し上げておりますので、しっかりと検討いただければというふうに思つております。

その上で、じゃ、今回のこの件は、果たして政

策判断を大きく揺るがすような影響があるのかどうかという、ここをしつかり検証してみたい

といふうに思つております。

まず、このデータは、労政審の審議において、どの議論で使われたのかということです。野党の皆さんからは、いや、もう調査がずさんだったの

で高プロ撤回だというような、こういう御意見もありますが、まず確認、この調査は高プロの議論に使われたんでしょうか、どうでしょうか。

○山越政府参考人 今回の精査でございますけれども、統計として、より精度を高める観点から、論理チェックの条件を明確に設定いたしまして、当該事業場のデータ全体を削除した上で再集計をしたものでございます。

こうした厳しい方法で精査を行いましたが、お九千を超えるサンプル数がございまして、また、精査前と比べて集計結果に大きな傾向の変化は見られておりませんで、調査結果の妥当性に疑惑が生じているというふうには認識をしておりません。

また、御指摘の労働政策審議会における議論でございましたけれども、高度プロフェッショナル制度につきまして、特段この実態調査に基づく議論がされたものではございません。

○伊佐委員 局長、じゃ、どの議論で使つたんですか、このデータは、局長。

○山越政府参考人 この労働実態調査では、法定時間外労働や割増し賃金率についての調査をして得られるような適切な調査設計を行つてい

るわけでございます。こうした長時間労働の是正でございますとか割増し賃金率、待つたなしの課題でございます。審議会でおまとめをいただき

ました、中小企業における割増し賃金率の猶予の廃止や時間外労働の上限規制が必要だ、そういった結論だったわけでござりますけれども、そういった結論は変わるものではないというふうに考えておりまして、労働政策審議会の議論をやり直す必要はないと考えているところでございます。○伊佐委員 この調査を見ていただくと、ここに書いてあるのは何かと云うと、残業時間がどれぐらいかとか、あるいは大企業と中小企業はそれぞれどうだったか、こういうこと。つまり、さつき局長が言われたように、このデータを使って長時間労働の是正とかあるいは中小企業の割増し賃金という議論をした。その結果、やはり長時間労働の是正というのは必要ですねといつ結論に至つた、だから上限規制を設けましょうということになつた。あるいは中小企業についても六十時間を超えた普通五割増しの賃金になるなんだけれども、それが中小企業に適用されないのはやはりあんまりだ、中小企業にも割増し賃金適用しましょう、これがこのデータを使った議論の結論だつたわけです。

そういう意味では、私は、この実態調査が結論をゆがめたと言えるのかどうかと云うと、ちよつと疑問、どうなんだろう、そこまで言えるのかなと。

じゃ、もう一個聞きます。端的に答えてください、局長。私、時間がそんなにありませんんで。この調査した後、調査して、一回再集計して精査し直した後は、これまでのデータ、つまり、例えば平均残業時間が、何時間だったものが何時間に変わったんだでしょうか。お答えください。

○山越政府参考人 まず、精査前のデータにおける一般労働者の一日の時間外労働の平均である一時間三十七分につきましては、復元処理を行つ前の実数に基づく数値でございまして、今回の精査後、一時間二分ということですござりますけれども、これは復元後の数でございまして、実数に基づく精査後の数値は一時間三十三分となつてゐるところでございます。

○伊佐委員 つまり、手法がいろいろ、さまざまあつたとしても、この一時間三十七分だったものをしつかりと見直して、結果、この法定外労働は一時間三十三分が正しい答えでしたということ、異常値を除いたらこうなった。つまり、四分しか違わないわけです。この四分の違いが果たしてさつき申し上げたような、じや、上限規制を設けましよう、この必要性が疑義が生じるかどうか、あるいは中小企業の割増し賃金の必要性、こういったものの結論は、私は変わらないというふうに思っております。

じや、野党の皆さん、きょう、法案提出している方で伺いますが、野党の法案でも同じように残業規制が盛り込まれている。立憲民主党の案では、上限規制が単月八十時間、平均六十時間。国民は政府と同じです、百時間、八十時間。じや、この数字を導き出した際に、どのようなデータをもとにしたのか。そのデータの根拠を伺います。

○西村(智)議員 お答えいたします。

時間外労働の上限時間の設定に当たって参考になるものとしては、私ども、過労死の実態をあらわしたデータがあると考えております。具体的には、厚生労働省が公表している平成二十八年度過労死等の労災補償状況によると、脳・心臓疾患により労働者が亡くなつた事案で労災補償が認められたケースについては、次のようなことが明らかになつております。

まず、発症前一ヶ月間の時間外労働時間が百時間以上百二十時間未満のケースについては、平成二十七年度、平成二十八年度ともに十二人の方が亡くなつておられます。また、八十時間以上百時間未満のケースでは、兩年度ともに三人の方が亡くなっていますが、これが八十時間未満のケースとなりますと、兩年度ともにゼロ人となつております。

また、発症前一ヶ月間から六ヶ月間における一ヶ月平均の時間外労働時間が八十時間以上百時間未満のケースについては、平成二十七年度で四十

六人の方が、そして平成二十九年度では四十八人の方が亡くなつておられます。また、六十時間以上八十時間未満のケースについては、平成二十七年度で四人、平成二十八年度では九人の方が亡くなっていますが、これが六十時間未満のケースになりますと、平成二十七年度に一人で、平成二十八年度はゼロ人となつております。

このような過労死の実態を踏まえて、人間らしい質の高い働き方を実現するためには、時間外労働の上限時間について、主な過労死認定基準とされている単月百時間と、二ヵ月から六ヵ月で平均八十時間という数字を十分に下回るように設定すべきであると私どもは考えております。

そこで、立憲民主党案においては、過労死をなくすという強い決意のもとで、単月の上限については、産業医の面接等が努力義務とされる基準を参考に休日労働を含めて八十時間未満とし、複数月平均の上限については、割増し賃金率の引上げの基準を参考に休日労働を含めて六十時間以下と設定したところであります。この上限時間の合理性については、先ほど御説明した過労死の実態からも明らかになつているものと考えております。

以上です。

については、これは過労死のデータというものをもとにしたということでした。国民の案について私は、ちょっといまいち、しっかりと実態を把握したデータというものがどこに根拠を置いたのかというのは、なかなか理解ができないかったです。

いずれにしても、これは実態をしっかりと把握するということが大事なわけですが、ちょっと再度伺いたいと思うんですが、今回、厚労省のデータを出し直したわけですが、では、これがいいかげんな数字だった、いいかげんな数字なので、例えば、上限規制の必要性もなくなつたし、中小企業の割増し賃金の適用の必要性もなくなつたんだ、こういうお考えなんでしょうか。

○西村(智)議員 お答えいたしました。

時間外労働の上限規制、それから割増し賃金の引き上げ、私たちは必要であるというふうに考えております。

ただ、今回の労働時間等実態調査については、政府が閣議決定を行つて、働き方改革の前提とする基礎的な調査であるという位置づけを、わざわざ確認して行つているものであります。ですかねら、そのデータは信頼性があるという前提でなければ、働き方改革関連法の議論はできないはずだというふうに私は思います。

また、この労働時間等実態調査の結果いかんによつては、今よりも、今出されている政府提出法案、ないしは、私どもも盛り込んでおりますが、その内容も、もつと強化をしなければいけないと、いう中身に、もしかしたらなるかもしれません。

そういったことも含めて考えますと、やはりデーターというものは信頼性があるものが大前提である、それを今回は担保していないということがあつべき大きな問題であると思っております。

○岡本(充)議員 私どもも、時間外労働の上限規制、それから割増し賃金の必要性は引き続きあるというふうに考えていますし、このデーターがどういうものだったのかということ、働き方改革のキックオフとまで労政審で当時の担当課長が発言





時期については申し上げられませんし、有無を言えは、そのうちどこかということにもなるので、そこは慎重に答弁をしなければいけないと思っております。

つまり、その三回しか、私のところに野村不動産に関する事案について説明のタイミングがなかったということになつておりますよね。

ということは、大臣、この三回の説明の間に、やはり過労死のことをお知りになつたんではないんですか。この三回しかないんですね。

○加藤国務大臣 满足せません、ちょっと質問の意味がよくわからなかつたんですが、そこで私が答弁したように、この野村不動産の関係について、三回、資料を出させていただいているその日について個別に説明があつた、こういうことでござります。

○尾辻委員 もう今、ほぼ全てのタイムスケジュールが見えてきたわけです。

つまり、これでいうと、二〇一七年の春に労災申請があつて、十月には復命があつて、普通であれば一週間ぐらいで労災支給決定がおりるのに、なぜかそこから、十一月十七日に一回目、十一月二十二日に二回目、大臣に説明、そして十二月二十二日に加藤大臣にまた説明をして、そして野村不動産への特別指導と、その翌日に過労死の労災決定があるということで、やはり、この三ヶ月の間に、こうやつて過労死をいかに表にせずに特別指導だけをしっかりと見せていくかということをやつていたんじゃないかと思うわけです。

そして、きょうの報道によつて、一つ、しつかり監督指導しているという大臣の答弁、これが違つていたことになつたわけです。

例えば、二月二十日に、高橋委員に対して、一方で、今の野村不動産を始めとして、適切に運用していない、こうした事業所もございますから、そういうものに対してはしっかりと監督指導を行つておきたいと思っております。今後とも更に進めていきたいと思っております。

これはもう今、うそになつてしまふわけです

よ。撤回された方がいいと思うんですが、いかがですか。

○加藤国務大臣 その御指摘というのは、どこをうそと指摘されておられるのか、ちょっと私には理解しがたいんですが。

要するに、そこへ入つて、そして問題点が見つかれば、それにのつとつてしつかり監督をしていく、これは当然のことなんですね。問題点がわからなければ監督指導のしようもないわけありますから。当然、そういう意味で、それで、その端緒としては、これまで申し上げた、さまざまなお問い合わせは過労死事案がある、そういう場合にはしつかりと監督指導に入つている、そういうことを申し上げているので、今委員が何をもつてうそとおつしやつているのか、ちょっと私はにわかに理解はできていないんすけれども。

○尾辻委員 もうここはいつも水かけ論になるので、それは、一回目の指導のときには裁量労働でいいんですけども、私たちに対して、野村不動産に関してしつかり監督指導していますよ。

でも、それは、裁量労働制の違法適用は見抜けなかつた。それでも、しっかりと監督していけるといふでしか監督しているという答弁はおかしくないですかと私は問うっているわけです。

○加藤国務大臣 その一回目という話についても、それは、もうこの事案だけで、高度プロフェッショナル制度は撤回、そして、裁量労働制、私たちの党では裁量労働制については更に規制を厳しくすべきだと言つています。本来は、ここを受け入れてもらつて、規制はどうやって強化するか、この議論をしなければいけないはずなんです。ですから、優先順位を間違えているというか、こちらに出てくるのを間違えているとしか私は思えません。

おとつい、過労死家族の会の皆さんも緊急記者会見をされました。そこで、三十一歳で過労死をされたNHKの記者の佐戸未和さんのお母さん、佐戸恵美子さんはこう言つたんですよ。人の生身の体は壊れるんですよ。ですから、何時間でも働くとです。だから、何時間でも働くとです。

○尾辻委員 なぜここにここまでこだわるのかというの、力不足だったということありますから、そのことを申し上げたわけであります。

○尾辻委員 何の反省の気持ちも、過労死で犠牲になつた方への哀悼の気持ちも、そして自分たちの力不足だったということありますから、そのことを申し上げたわけであります。

○尾辻委員 いついたところに監督指導に入り、そして問題点があつて、そして問題点を指摘し、対応したということありますから、そのことを申し上げたわけであります。

○加藤国務大臣 一日の時間外労働が二十四時間を超えるもの、一日の時間外労働時間が数八時間を超えた場合、二十四時間を超えるもの、一週と五日に、平成二十五年度労働時間等総合実態調査に対する精査結果ということで出していただきました。

これによって、ちゃんと突合をしましたよ。条文を見ていただいたらわかるんですが、企画立案のことを書いている三十八条の四の条文と、高度プロフェッショナル制度の四十一條の二のこの柱書きというのはほとんど一緒なんですね。仕組みが一緒なんですよ、導入する仕組みが。だから、委員会をつくつて、そこで五分の四の賛成をとつて多数で議決をして、そして行政に報告しなさいよ、この仕組み、全く一緒なんですよ。

同じ仕組みでやつて、裁量労働制の過労死はどんどん生まれている。監督指導に入つても、それが結局見抜けない。それで、高度プロフェッショナル制度になつて、どうやつて見抜いたり、とめることができるんですか。

私は、これは本当に、もうこの事案だけで、高度プロフェッショナル制度は撤回、そして、裁量労働制、私たちの党では裁量労働制については更に規制を厳しくすべきだと言つています。本来は、ここを受け入れてもらつて、規制はどうやって強化するか、この議論をしなければいけないはずなんです。ですから、優先順位を間違えているというか、こちらに出てくるのを間違えているとしか私は思えません。

おとつい、過労死家族の会の皆さんも緊急記者会見をされました。そこで、三十一歳で過労死をされたNHKの記者の佐戸未和さんのお母さん、佐戸恵美子さんはこう言つたんですよ。人の生身の体は壊れるんですよ。ですから、何時間でも働くとです。だから、何時間でも働くとです。

○加藤国務大臣 そこに、委員のお手元に、お持ちになつてあるところにも説明がありますけれども、そもそも、まず調査原票と我々が持つている入力データを突合し、そしてその上に、いわゆるチェックする一つの、整合性がないものがどういったものがあるかということで前提を置いて、それでもあればその事業所については除外をして再集計したということであります。

そういう意味で、水曜日もたしか答弁をさせてしまひたと想いますけれども、そうした手法を取り入れた、あるいは、もともとやつていただいたと想いますけれども、十分でなかつたので、それが

結局、今の時点でも、裁量労働制というのはなかなか、このように過労死を生んでいます。さらに、今回、高度プロフェッショナル制度になるわけですね。

深夜割増しもない、そして休日の割増しもない、時間外もない、こんなものを今入れるべきではない、撤回すべきだということを強く申し入れたいと思います。

次に参ります。

平成二十五年度の労働時間等総合実態調査についてお伺いをしていきたいと思います。

まず、先日出していただきました報告、五月十五日に、平成二十五年度労働時間等総合実態調査に対する精査結果ということで出していただきました。

これによつて、ちゃんと突合をしましたよ。条文を見ていただいたらわかるんですが、企画立案のことを書いている三十八条の四の条文と、高度プロフェッショナル制度の四十一條の二のこの柱書きというのはほとんど一緒なんですね。仕組みが一緒なんですよ、導入する仕組みが。だから、委員会をつくつて、そこで五分の四の賛成をとつて多数で議決をして、そして行政に報告しなさいよ、この仕組み、全く一緒なんですよ。

同じ仕組みでやつて、裁量労働制の過労死はどんどん生まれている。監督指導に入つても、それが結局見抜けない。それで、高度プロフェッショナル制度になつて、どうやつて見抜いたり、とめることができるんですか。

私は、これは本当に、もうこの事案だけで、高度プロフェッショナル制度は撤回、そして、裁量労働制、私たちの党では裁量労働制については更に規制を厳しくすべきだと言つています。本来は、ここを受け入れてもらつて、規制はどうやって強化するか、この議論をしなければいけないはずなんです。ですから、優先順位を間違えているといふうにおつしやつておりました。

水曜日の質問でも、西村委員に対して、西村委員が、これは、もうこのデータは、それでは完璧なのですかというようなことを聞いたときに、大臣は、これは除外した、しつかり除外したというふうにおつしやつておりました。

しっかりととの誤りは除外したもののがこの九千八十三であると断言できますか。

○加藤国務大臣 そこに、委員のお手元に、お持ちになつてあるところにも説明がありますけれども、そもそも、まず調査原票と我々が持つている入力データを突合し、そしてその上に、いわゆるチェックする一つの、整合性がないものがどういったものがあるかということで前提を置いて、それでもあればその事業所については除外をして再集計したということであります。

そういう意味で、水曜日もたしか答弁をさせてしまひたと想いますけれども、そうした手法を取り入れた、あるいは、もともとやつていたわ

れに更にいろいろと検討を加えて、チェックをする仕組みを入れて、異常値である蓋然性が高いものを除外して出させていただいているということあります。

○尾辻委員 大臣、こうおっしゃっているんですね。今回改めて、異常値である蓋然性が高いというもの、それについてさまざまなる要件を設定し、それを、そうしたデータが一個でもある事業所については全て除外するということでつくらせていただいたと。全て除外すると、わざわざ全てといふことを大臣はおっしゃっておられるわけです。なのでお聞きしているわけなんですが。

まず一つ申し上げたいのは、私たち、まだ除外をした後のデータは出していただいていないんですよ。これは、いつ出していただけるんですか。

○加藤国務大臣 先ほど、全てと言つたのは、その事業所について一つでも異常値である蓋然性が高いものが入つていれば、その事業所に係るデータで、それを、そうしたデータが一個でもある事業所については全て除外するということでつくらせていただいたと。全て除外すると、わざわざ全てといふことを大臣はおっしゃっておられるわけです。なのでお聞きしているわけなんですが。

まず一つ申し上げたいのは、私たち、まだ除外をした後のデータは出していただいていないんですよ。これは、いつ出していただけるんですか。

○加藤国務大臣 先ほど、全てと言つたのは、その事業所について一つでも異常値である蓋然性が高いものが入つていれば、その事業所に係るデータで、それを、そうしたデータが一個でもある事業所については全て除外するということでつくらせていただいたと。全て除外すると、わざわざ全てといふことを大臣はおっしゃっておられるわけです。なのでお聞きしているわけなんですが。

ちょっとお聞きしていただきたいと思います。おめくりください。ページ数でいうと一ページであります。一ページと打つてあるところに、一八九四という、事業所番号か、固有の番号があります。線を引つ張つてあるんですけども、一日、最長の者の方の一日の、一ヶ月の中で一番働いているのはゼロ時間だと言つてあるわけです。なのに、一週間になつたら八時間。本来であれば、一日は八時間以上ないとおかしいですね。一週間八時間ですからね。月間で十六時間ということで、まったく鋭意作業をさせていただいておりますので、来週にでも出せるべく作業をさせていただきたいと思います。

○尾辻委員 そうすると、突合したとか、全部ですか、これは正しいかどうか、私たち、わからないんですよ。ですから、きょう出していただけませんか。

○加藤国務大臣 前回も、当初の段階でデータを出させていただいたときにも、それなりの日数をいただいています。ですから、そこは、少し時間が時間をいただきたいということで、来週には出させていただきたいということを申し上げているところでございます。

○尾辻委員 余りに遅過ぎますよ。法案審査の前提で、議論の出発点ということで、労政審でやつたものが、正しいのが出ないと、私たち、どうやつが入つていて、そのすると、一週間は絶対二時間

以上じゃないとおかしいですよね。これは間違いですか。

○加藤国務大臣 間違いというのは、このデータの関係は整合性がないかあるかという御質問であります。こういうことはあり得ないと思ひます。

○尾辻委員 私たち、二ヶ月待つたんです。これは、ずっと私たちが、野党が、一つ一つ突合、見ただけで五つも出てきた。これはどういうことなんですか。

ちょっとお聞きしていただきたいと思います。おめくりください。ページ数でいうと一ページであります。一ページと打つてあるところに、一八九四という、事業所番号か、固有の番号があります。線を引つ張つてあるんですけども、一日、最長の者の方の一日の、一ヶ月の中で一番働いているのはゼロ時間だと言つてあるわけです。なのに、一週間になつたら八時間。本来であれば、一日は八時間以上ないとおかしいですね。一週間八時間ですからね。月間で十六時間ということで、まったく鋭意作業をさせていただいておりますので、来週にでも出せるべく作業をさせていただきたいと思います。

○尾辻委員 これは、だから、前に出させていただいたデータでありますので、今度は原票とも調整しながら新たなデータを作成しておりますから、それについては、先ほど申し上げた、来週には全て、九千を超えるデータ、これのうち、前回と同じように、出せないものもありますから、前回と少なくとも同じものは出せるわけありますから、同じベースのものを出させていただきたく思います。

○加藤国務大臣 今お示しをしていただいたものの整合性ということから考えれば、少なくとも、月とか週に時間が入つてゐるわけですから、それが、これは間違いですね。いかがでしょうか。前回と同じように、出せないものもありますから、前回と少なくとも同じものは出せるわけありますから、同じベースのものを出させていただきたく思います。

○尾辻委員 もうこんなずさんなデータで、私たち、議論できなんないです。

いわば、食事が出てきました、そのうち二割に間違いがありました。まあ、「一割の間違いは、腐ったものとしましよう。一つのお皿の中に二割の腐ったものがあるから、その二割はどこました、信憑性は高くなっています。いいものになりました」ということにはならないということであります。

○尾辻委員 もうこんなずさんなデータで、私たち、議論できなんないです。

もう一個聞きます。五ページを見てください。これも本当に単純なもので、番号でいうと五七四八になりますけれども、平均的な者の一週はゼロ時間。一週間はゼロ時間なのに、一日には二時間かかり食べてくださいというのも、これはむちやく

ちやだと思いますけれども、そうしたら、その中にまだ腐ったものがあるんですよ。それを私たちに食べろと言うようなものですよ、これは。

ですから、もうこのデータ自身をまず今撤回して、見てみました。そうすると、今、添付で、皆さんのお手元に配付で行つてあるかと思います。逆転等が見られるもの、これが五つ。素人の私が九百六十六ありますから、この番号を全部はじめて、見てみました。そうすると、今、添付で、皆さんがお手元に配付で行つてあるかと思います。逆転等が見られるもの、これが五つ。素人の私たちが見てても、まだ、一日と一週間、一週間と一月で逆転しているものが、この旧データの中で、除外したもののはかにあるんですよ。その他確認が必要なものも、私たちが数時間、素人が見ただけで五つも出てきた。これはどういうことなんですか。

ちょっとお聞きしていただきたいと思います。おめくりください。ページ数でいうと一ページであります。一ページと打つてあるところに、一八九四という、事業所番号か、固有の番号があります。線を引つ張つてあるんですけども、一日、最長の者の方の一日の、一ヶ月の中で一番働いているのはゼロ時間だと言つてあるわけです。なのに、一週間になつたら八時間。本来であれば、一日は八時間以上ないとおかしいですね。一週間八時間ですからね。月間で十六時間ということで、まったく鋭意作業をさせていただいておりますので、来週にでも出せるべく作業をさせていただきたいと思います。

○尾辻委員 何で来週なんですか。もう来週だと間に合わないんですよ。正直言いまして、今出してください。それから、きょう出してください。

○加藤国務大臣 ですから、前回も出してという御指摘があつて我々は出させていただいたんですけども、それなりにデータとして整えなきやいけませんから、きょう出せるということではないということ、そこはぜひ御理解をいただきたい。

ただ、別に、いつ出すかはわからないということではなくて、週明けにも出せるべく努力をさせていただきたいと思います。

○尾辻委員 間違つたデータで法案審議なんてできませんんですよ。今、立法事実が揺らいでいるんですよ。こんな立法事実が揺らいだまま、法案審議、このまま続けれられないんです。きょう出してください。

○加藤国務大臣 先ほどから申し上げております





○高島委員長 速記を起こしてください。

山越労働基準局長。

○山越政府参考人 繰り返しの御答弁で恐縮でございますけれども、現在、この九千八十三全体のデータとして出すということで準備をしているところでございますので、そうしたものを作成するようになつてまいりたいと思います。(発言する者あり)

○高島委員長 速記をとめてください。

(速記中止)

○高島委員長 速記を起こしてください。

山越労働基準局長。

○山越政府参考人 調査票原稿の保管ということです。ざいますけれども、これは私どもで今も保有しているところでございます。

○初鹿委員 保有しているのは当たり前ですね。だから、それが出せる状態に番号順にそろえて並べられているんですねということを聞いています。

○高島委員長 速記をとめてください。

○高島委員長 速記を起こしてください。

○高島委員長 速記をとめてください。

第一類第七号 厚生労働委員会議録第二十号

平成三十年五月十八日

まつてないと思いますので、理事会に提出をするのかどうなのか、時間と方法について明確にしてください。

○加藤国務大臣

どういうやり方かについては、これはちょっと理事会の御指示をいたしかねないが、当初は来週と申し上げておりましたけれども、こうした皆さんの御意見があるので、月曜日中にはやるということで、では……発言する者あり)

○高島委員長 静粛に願います。

○加藤国務大臣 ですから、何時ということについて今詳細に答えられる状況ではありませんけれども、先ほど申し上げた月曜日中といえば、普通は夕方五時までに出す、こういうことでござります。

○初鹿委員 月曜日の午前中に出していただけないでしょうか。

○加藤国務大臣 昼までが無理かどうかということも、ちょっと今、私は申し上げる立場にあります。

○初鹿委員 月曜日の午前中に出していただけないでしょか。

○加藤国務大臣 昼までが無理かどうかといふことを、ちよつと今、私は申し上げる立場にあります。

○加藤国務大臣 月曜日の午前中に出していただけないでしょか。

の事例について、実は、二〇一二年に新宿の労基署が違法な長時間労働の疑いで調査をしていました。そのときには裁量労働制が違法に適用されている

ことがわからなかつた、そして過労死になつた方が申請をしたことで改めて調べたところに裁量労働制が違法に適用されることがわかつた、そういう趣旨の記事であります。

これまで加藤大臣は、特別指導の調査のきっかけが過労死であつたということは認めてこられておりませんけれども、この記事からもわかるとおり、やはり、我々野党が見立てたとおり、過労死の労災申請があつたから、改めて調べてみて、裁量労働制が違法に適用されているということがわかつたんじゃないんですか。違いますか。

○加藤国務大臣 これまでも答弁させていただいていますけれども、監督指導の端緒が具体的に何かといふことについては、本件を含めて、これまで一貫して答弁は控えさせていただいているところでございます。

ただ、別途、過労死があつた場合、これに對してもはさせていただきますけれども、いずれにしてしませんから、できる限り、委員のそうした御指摘を踏まえて対応させていただきたいと思います。

○加藤国務大臣 これまでも答弁させていただいていますけれども、監督指導の端緒が具体的に何とかといふことについては、本件を含めて、これまで一貫して答弁は控えさせていただいているところでございます。

ただ、別途、過労死があつた場合、これに對してもはさせていただきますけれども、いずれにしてしませんから、できる限り、委員のそうした御指摘を踏まえて対応させていただきたいと思います。

制度も同様ですけれども、一回制度が導入されてしまえば、事業主は、皆さん方が考へているようになります。そして、遵法精神をきちんと持つていて、それがわかりじやありません。ですから、故意か故意が違法に適用されることがわかつた、そういう趣旨の記事であります。

これまで加藤大臣は、特別指導の調査のきっかけが過労死であつたということは認めてこられておりません。しかし、この記事からもわかるとおり、見破れるのはどういうときかとと思うんですよ。見破れるのはどういうときかといつたら、それは過労死だつたり、又は病気になつて、そして労災の申請をしたり、そのときに改めて働き方、労働時間をきちんと精査をする中で、これは違法だつたんじゃないかということがわかるんじゃないでしょか。

ここにもう一枚新聞の記事をつけておきますが、これは五月の十七日に記事になりました。この四月、都内のIT会社の二十八歳の若者が三十六時間ぶつ通して働いていた。このツイッターの投稿せつなくなりませんでしたか、この投稿を見ていて、見てくださいよ。七月四日、眠い、三時から翌日の十八時までつて何なん。四日午後八時二十分、仕事終わるまであと二十二時間。五日午前六時三十二分、外明るいと思ったらもう六時かよ、アーメン。そして、六日午前一時二十分、うおう、やつと仕事終わつた、社会人になつてから三十六時間ぶつ通しで働いたの初めてやがな。こんなソイツターナーを残して死んでいったわけです。

この方も、ヒアリングの際に担当の方に聞いたことがあります。そこには、個別の事案だからといつた可能性があるといつた。これは確認していませんけれども、そういうようなことも言つております。

つまり、事が起らないと、違法かどうかわか

らないんですよ。これは、どうやつたら違法だということをわかると思いますか。監督に行つて、きちんと適用されているかどうかわかるんですか。

○加藤国務大臣 今委員からお話をありましたけれども、平成二十九年で見て、裁量労働制に関する監督指導、これは特に、例えば是正勧告を行つた事業数は百三十あるわけですね。

したがつて、こういった、それぞれ端緒は何か、というのはいろいろあると思いますけれども、実際入つて、問題点を指摘をし、そして、それが法令違反ということであれば監督指導を行つている。その数として、今、これは企画・専門を足してありますけれども、百三十あるということ、それは事実だということになります。

○初鹿委員 端緒を明らかにしないその理由は、端緒はやはり労災の申請があったとか、そういうことなんじやないかなと疑わざるを得ないです。疑われたくないんだつたら、それぞれどういう端緒だったか明らかにしてみてくださいよ。何かがないとわからないんだと私は思います。

そして、この裁量労働制すければいいのかを理解して、このデータの問題から始まつて、世の中で大問題になつていてと我々議論している側は思つてゐるんですけども、その状況でも、いまだにきちんと法をどうやって適用すればいいのかを理解していない人がたくさんいるんですね。

今、お手元に資料を配付をさせていただきました。三枚めくつていただきたいんですけども、ある求人サイトを見ました。そこにある裁量労働制の求人を調べていったところ、三つ例を出しましてけれども、営業アシスタンント、これは裁量労働制になつていています。営業アシスタンントで専門業務型の裁量労働制になるんですか。大臣、なりますか、営業アシスタンント。

○山越政府参考人 お答え申し上げます。専門業務型裁量労働制の中に営業そのものといふものは対象になつてないと思いますので、その営業のアシスタンントは、通常であれば、専門業

務型の裁量制の対象にはなかなかににくいと思います。ただ、個別の案件はよく見てみないとわからないと思います。

○初鹿委員 では、裏面を見てください。線を引いておきましたけれども、裁量労働制一日八時間と書いてあるんですよ。

○初鹿委員 では、裏面を見てください。線を引いておきましたけれども、ヨーダー・ルトの企画提案営業。企画提案営業ですから、これを見ただけでもアウトですよね。これも裁量労働制一日七時間四十五分。この募集要項の中身を見ると、メデイアでヨーダー・ルトが注目されたタイミングでキャンペーンを提案するなど、アイデアを形にするチャンスも大きいにあります。要は、スーパーの店頭などで、キャンペーンだということで店頭販売しましよう、試食をやりながらと。

これは専門業務型の裁量労働制の対象業務では明らかにないですね。

○田畠大臣政務官 やって、きのう見たんですからね、きのうもあるんですよ。この現状を大臣、どう思いますか。

○田畠大臣政務官 私も今資料を拝見をさせていただいたわけありますが、対象業務以外に裁量労働制を適用するなど、法令に違反をされております。そのような求人が求人サイト等に掲載されていることは、当然あつてはならないものだと考えていました。

○加藤国務大臣 まず、先ほど、リクルートの、求人情報のお話をありました。

この裁量労働制についてはいろいろ課題があるということで、本年二月に、裁量労働制を導入している事業場に対して、事業主みずから、法令に対する指導をしつかり行つとともに、求人サイト等を運営する事業者に対しても、昨年成立をいたしました改正の職業安定法により、募集内容の適正化の取組を促しているところであります。

この法改正によつて、施行は本年の一月一日から施行されているところでございまして、具体的には、求人サイトを運営する事業者は、募集主に応じない場合には求人を掲載しないようにするこ

とに指導に取り組んでまいりたいと思います。

○初鹿委員 いや、全然指導されていないということじゃないですか、今の現状で。もう一回、改めて、求人サイトを運営している会社に厳しく言つてくださいよ。

それで、ここで例に出したところの求人、全部そこそこの大手ですからね。中小企業じゃないですかね。中には、人材関係の仕事をしているところの子会社ですよ、そういうところでさえこういう求人を出しているわけですよ。

現行の裁量労働制でこうなんだから、それよりもっと労働時間の管理が緩い高度プロフェッショナルになつたらどうなるんだろうかと非常に私は心配ですね。このような状況で、裁量労働制の規制の強化をしないで高度プロフェッショナルを導入するというのは、明らかに私はおかしい

もう今の現状で裁量労働制がきちんと守られていないことを考へると、規制の強化が必要なので、その修正も検討していただきたいということをお願いをさせていただきます。

○初鹿委員 ぜひ、与党の理事の皆さん、こういふ今度プロフェッショナルは落として、裁量労働制の強化の部分を逆に改めて加える、そういう修正をしてください。いかがですか。

○加藤国務大臣 まず、先ほど、リクルートの、求人情報のお話をありました。

この裁量労働制についていろいろ課題があるということで、本年二月に、裁量労働制を導入している事業場に対して、事業主みずから、法令に従つた運用がなされているか改めて点検し、その結果を報告いただきよう求めているところでありますけれども、そうした結果を踏まえて、これは重点的な監督を行つていただきたいことをまず申し上げさせていただきたいと思います。

○山越政府参考人 高度プロフェッショナル制度の対象業務でございますけれども、従来から御説明させていただきておりますように、法案成立後、改めて審議会で議論することとしておりますので、今御質問の点について、一概には、すぐにはお答えできないわけでございます。

ただ、他方で、労政審の建議の中での高度プロフェッショナル制度の対象業務となり得るものについて例示がされている、その範囲で申し上げれば、専門業務型裁量労働制と重ならない業務としては、金融商品のデイーリング業務、コンサルタ

ントの業務については、現行の専門業務型裁量労働制と必ずしも重ならない部分があるというふうに承知をしております。

○初鹿委員 裏を返すと、金融の業務とコンサルティング、それ以外は全部、専門業務型の裁量労働制の十九業務の中に包含されるわけですよ。

私が指摘をしたいのは、現行制度でも、自分の時間に合わせて働く働き方というのは、まずこの裁量労働制もあるし、フレックスタイム制もあるし、そして、成果をきちんと反映させたいということであれば成果型の賃金制度というものもあるわけだから、労働者の側にとつて、高度プロフェッショナル制度が導入をされることによって得るメリットというのはほとんどないんじゃないかと思っているわけです。

伺いますけれども、例えば専門業務型裁量労働制で働いていた労働者が高度プロフェッショナル制度に変わると、それによつて得られるメリッ

トつて何ですか。

○山越政府参考人 裁量労働制でございますけれども、これは、労使で定めた時間、労働したものとみなすという制度でございますので、あくまでも働き方と時間というのはひもづけられた関係になつていてるわけでございます。

専門業務型裁量労働制であれば、それはみなし労働時間があるわけでございまして、その労働時間に応じて賃金を払う仕組みといふことでございまして、労働時間から完全に切り離された形になつてない。これに対しまして、新しい高度プロフェッショナル制度におきましては、こういった労働時間との関係というものなくしているところでございます。

例えば、労働者の中では、あるときに集中して働きたいという方もおられるわけでございまして、深夜の時間帯の方が能率が上がるという方もおられるわけでござります。時間帯により働く制約を設けてほしくないという方もおられるわけでございまして、こういった創造性の高い仕事につく方がこういった形で自由に働くわけでござい

ますし、例えは、裁量労働制でございますといろいろな、深夜割増しとかもござりますけれども、そういう形と切り離された、成果で評価される仕組み、こういったものの適用を受けることがであります。これが高度プロフェッショナル制度だとうふうに思つております。

○初鹿委員 今例示を示した、深夜の割増し賃金とは切り離される。深夜労働、深夜の方が能率が高い人は深夜働かない、働かせなくしている事業主のその理由は、割増し賃金を払うことがあるから働くなと言つてゐるわけですね。つまり、これは、労働者の側の問題ではなくて使用者の都合なわけですよ。労働者にとってのメリットじゃないわけですよ。そこを勘違いしないでいただきたいと思います。

○池田(眞)委員 立憲民主党の池田真紀君。ろしくお願いいたします。

○高島委員長 次に、池田真紀君。

○池田(眞)委員 立憲民主党の池田真紀です。よろしくお願いいたします。

○高島委員長 後刻、理事会で協議します。

○加藤国務大臣 そのエクセルとか、ちょっとそ

の辺の、前回どういう形で出させたかわかりませ

んが、今確認、ちょっと耳元で聞いたら、前回の

そういう、何ですか、データの形で、紙じゃなく

てお渡しをしているというので、それは踏襲させていただきたいと思います。

それから、おかしなところのマーキングという

ようなあれでけれども、御指摘のあった番号の

ところがわかるようにとか、そういう意味ですか。

○池田(眞)委員 それはこちらがチェックしたと

ころですので、まず、そちらが今精査をしたと

言つてゐるものの中で、おかしいところをチェックしていただきたいと思います。

○加藤国務大臣 ですから、私どもが今持つてい

る九千何がしのデータは、お示しをさせていただ

いた、何というかな、チェックリストというか

な、それで、ふるつておかしくないものを残して

いるということでございますので、それを出させて

いただきたいと思います。

委員おっしゃつて、その外した九百幾つのが

やつをとおっしゃつてゐるんですか。

○池田(眞)委員 おかしいところのデータを

チェックしていただきたい、マーキングしていた

だければいいです。どこを変えたかということ

を、わかるようにしていただきたいと思います。

○原政府参考人 お答え申し上げます。

平成三十年五月十八日

○原政府参考人 繰り返しございますが、組織として、官邸として受理をさせていただいているところなどござります。（発言する者あり）  
○高島委員長 速記をとめてください。  
〔速記中止〕

原内閣審議官。

○原政府参考人 お答え申し上げます。

関係しているところには渡っている。

こういいますか、御指摘のように、結婚そのものは、確実に伝わっているかというところは、確認して

されません。

○池田(真)委員 関係しているところというの

は、どこの部署で、どなたのことでしょうか。

○原政府参考人 総理室でござります  
○地田(眞)委員 家族会に今の現状を、要は御返

事もしていないということですね。総理にも伝

わつていない。

組織として受理をされているということです。

いおすけれども、きょう資料につけました資料六のページ、面談の御依頼文です。この文言を読

んで、なぜ報告していないんでしょうか。

ここに、中段からですが、過労死で愛する家族

を失つて、地獄の苦しみを味わうのは私たちだけ

でたくさんです、過労死防止のために私たちは全人生をかけて活動しております。今どういう局

人生をかけて注目しておられるところと、少しは局面上にあるのか、想像がつきますよね。そして、私

たちの声を直接お聞きいただきたく、面談を切に

お願いを申し上げます、五月の一（一一）日までにお

時間をお預かりする事になります。

このよしが依頼を受けたとめているといふことなんでしょうか。総理には、いつ耳に入るの

しょうか。

○原政府参考人 お答え申し上げます。

家族会の皆様の声は、政府として十分に受けと

めさせていかきたいと存じております  
いただきましたことについては、どのようにて回

答するかも含めて早急に考えてまいりたい、この

新編　江戸の歴史

○池田(眞)委員 今、考えてまいりますと言います。したけれども、総理が考えるのではなくて、審議官がお考えになるんですか。総理に会いたいといふことを総理に伝えないで、報告もしないで認めもしないで、組織として審議官の段階で握り潰すんですか。

○原政府参考人 様答申上します。

私のところということではございませんで、組織として受けとめさせていただきましたので、それで全体として相談して、しっかりと対応してまいりたい、このように思つてございます。

○池田(眞)委員 即刻の対応が私は必要だと思ひます。

そして、きのうの答弁で、厚労省の管轄だからという答弁をされていました。

もう一度確認させていただきますけれども、総理に報告をして面会をセッティングする予定ですか。それとも、きのうの答弁のように、本来これは基本的に厚労省の分野だからということで、厚労大臣に返すんですか。

○原政府参考人 様答申上します。

繰り返してございますが、全国過労死を考える家族の会の皆様の声は十分に受けとめさせていただきたいと存じます。その上で、所管であります厚生労働省において基本的にはしっかりと御対応いただきたいと考えてございます。

○池田(眞)委員 とてもおかしいと思います。まず、この働き方改革は総理の肝いりの法案ですよ。今国会 何が何でも通すと。そして、施政演説、きのう福島みづほ参議院議員も話をしていますね、安倍総理は涙ぐみながら聞いていましたけれども、きょうは資料もつけています。資料をごらんください。資料の八ですけれども、きちんとしっかりと結果を生み出す働き方改革を皆さんとともに進めていくと言つているわけですよね。

そして、新聞報道でもありました。高橋まつりさんのお母さんとお会いしたときの、これは資料七についていますけれども、安倍総理は涙ぐみながら聞いてと。そういうふうに聞いていたといふ改

ことは、これは非常に不誠実ではないでしょ  
か。

高橋まつりさんのお母さんは面会をして、二度と悲劇を繰り返さないと強い決意でござ  
り、時間労働の是正に取り組む、こう言つていらっしゃる。総理に会いたいんですよ。なのに、総理に会  
わせないつもりですか。

もう一度、御家族に対してのレスポンス、そして、総理に面会をきちんと保証していただけ  
る、総理に会いたいんですよ。なのに、総理に会  
わせないつもりですか。

○原政府参考人 レスponsにつきましては、「  
急に対応してまいりたいと思っております。  
それから、対応につきましては、政府として家  
族の皆様の声は十分に受けとめたいと存じてい  
ります。その上で、基本的に所管の厚生労働省  
において対応いたくべきもの、このように考え  
ございまます。

○池田(憲)委員 会わせないような口実にしかね  
には聞こえません。これは即刻報告すべき問題で  
すよ。

そして、担当の厚生労働大臣、加藤大臣には、  
この御家族の方とはお会いしていますよね、家共  
会の皆さんと。お会いしていると思います。そし  
て、十六日の厚生労働委員会の中でも、加藤大臣  
は懇談されたと。

そして、委員長、このときの、十数人の方がま  
られて、その大まかな概要をぜひ翌日の理事会  
に提出してくださいと。ああ、出ていました。  
済みません。では、ちょっとこちらの方で今い  
だきます。

要するに、加藤大臣と会つたけれども、高  
口、要は高度プロフェッショナル制度を削除しま  
せんか、その要望がきちっとこの委員会を通じてもせ  
められない、それで安倍総理にお願いをしたい  
いうことの面会のお願いなわけです。

ですから、これはきちっと、きょう必ず、すべ  
にでも報告をして、そして、御家族へのレスポン  
ス、きょう金曜日ですよ。二十二日までといふこと

とであれば、月曜日にお返事をするとか、月曜日に報告をするなんて、あり得ないと思います。きょう必ず報告をして、御家族の会の方へ御返答をいただきたいと思います。現在のところというような返答の仕方もありじゃないですか。そのお約束をさせていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○原政府参考人 早急に、それから今御指摘いただいた点も含めまして早急に対応したい、このように思つてございます。

○池田(喜)委員 よろしくお願ひいたします。

非常にこれは、このままでござるとするわけにはいきませんので、きちじときようじゅうに対応をお願いしたいと思います。

そして、受理という言葉の重みをきちっと、行政ですから、受けとめていただきたいと思います。受理をした上で、組織的な判断で厚労大臣に返す、厚労省と話をしてください、これだけは絶対ないようにしていただきたいと思います。

そして、次になりますけれども、加藤大臣の方ですが、今、紙をいただきましたけれども、お会いして、この前、十六日に配られた、十二名の高度プロフェッショナル制度を推進するようなことが書いてあることは全く違う御家族の方たちからのお話だったたと思います。

そのことを聞いてですけれども、改めて伺いますが、高度プロフェッショナルを入れたままの法案をこのまま進めようというのは、御家族の会の方たちの言葉を聞いても、そう思つていらっしゃるということでしょうか。

○加藤国務大臣 昨年十一月八日に開催されました過労死等防止対策推進シンポジウムの際には五名の御遺族の体験談を伺い、また、今委員御指摘ありました、ことしの二月の二十三日、過労死された方々の御遺族、また、過重な労働の中で心身の健康を損なった方々から直接お話を伺つたところであります。

その思いについては前回も申し上げましたので、詳細は省かせていただきますけれども、いか

に過労死というものが御家族にとって、あるいは、過労に伴う労働によって心身の健康を損なうということは御本人にどうぞどれほど重いものか、そのことはしっかりと受けとめさせていただいたところでございます。

その上で、今回の中でも、長時間労働の罰則つきの上限をつけ、時間外労働につける等、そうした長時間労働の是正に向けての内容も盛り込まれていただきまして、そういうふたものをしっかり進めさせていただきたいというふうに思つておりますし、また同時に、高度プロフェッショナル制度については、こうした現在の第四次産業革命あるいはグローバル化、こうした中で、より高い付加価値を生み出していく経済、こういったことが求められ、また、そうした経済の中においては、まさにイノベーションや高付加価値を担う高度専門職の方々がその意欲や能力を發揮をしていくがつていく、こういう思い。そしてそれこそ、それが求める状況に合わせた多様な働き方の選択肢を提供していく。

○池田(眞)委員 上限の時間外管理とかは、高度プロフェッショナルにはありませんよね。

それと、あと、きょう、もう一度ですけれども、資料の一番は、先ほどの初鹿委員のところでも出ておりましたけれども、おどとい記者発表されました過労死の若者のコメントが出ております、SNSのですね。

そこで、資料三でございますが、御遺族のコメントが載っています。今後、息子と同じような犠牲者が出ないようにということですね。若いときは二度とないから、休日もきちんととれて、リフレッシュできる時間を持つてほしいなどとあります。先ほどの答弁は、産業革命だと、どちら

かというと、労働者の保護をする、命を守る厚労大臣の答弁とは私は聞こえませんでした。

そして、高プロ法案を削除してくれというのも、新聞等でも報道がされています。資料の五に書いてありますけれども、家族会の方々は、高プロは死人がふえる制度だ、これ以上悲しい遺族をふやさないでほしいと。

それで、この先にも書かれていますけれども、佐戸未和さんのお母様は、労災申請さえも今度高プロではできなくなつて、死人はふえても過労死は減るという事態が起こる、そして死んでも自己責任で片づけられ、苦しむのは残された遺族だ

というふうに、いろいろなところで要望の声というのは、高プロを削除してくださいということをただく、こういったことが求められている。また、そのことが、我が国の産業、社会の発展、あるいは、これからに向けての雇用の確保にもつながつていく、こういう思い。そしてそれこそ、それが求める状況に合わせた多様な働き方の選択肢を提供していく。

○池田(眞)委員 上限の時間外管理とかは、高度プロフェッショナルにはありませんよね。

それと、あと、きょう、もう一度ですけれども、資料の一番は、先ほどの初鹿委員のところでも出ておりましたけれども、おどとい記者発表されました過労死の若者のコメントが出ております、SNSのですね。

そこで、資料三でございますが、御遺族のコメントが載っています。今後、息子と同じような犠牲者が出ないようにということですね。若いときは二度とないから、休日もきちんととれて、リフレッシュできる時間を持つてほしいなどとあります。先ほどの答弁は、産業革命だと、どちら

○池田(眞)委員 職業の確保の中で、命がなくなつて今みたいな答弁で、加藤大臣の答弁がそういう状況ですから、前向きに受けとめていてないと思われますよ。だから、今回、総理に会いたいと言つてはいるわけです。それで、総理に会いたいと

思われるわけです。それを、総理に会いたいとお話しも頂戴いたしました。そうした御懸念ということを、我々は十分に受けとめなければならぬと思います。

○加藤国務大臣 お会いしたときにも、そういうお話を頂戴いたしました。そうした御懸念ということを、我々は十分に受けとめなければならぬと思います。

ただ、今回の高プロには、もう御承知のように、業種について限定をし、そして収入要件、それぞれの状況に合わせた多様な働き方の選択肢を提供していく。

○池田(眞)委員 上限の時間外管理とかは、高度プロフェッショナルにはありませんよね。

それと、あと、きょう、もう一度ですけれども、資料の一番は、先ほどの初鹿委員のところでも出ておりましたけれども、おどとい記者発表されました過労死の若者のコメントが出ております、SNSのですね。

今まで、おどといのそのデータのときの記者会見で、厚生労働省も、初めて調査する労働基準監督の方もいたとか、調査票の記入の今回のデータについても徹底することができなかつた、いろいろなことをおつしやつています。

それで、今回のこの野村不動産の部分でも、是正勧告をしたと言ひながらですけれども、それを見つけられなかつた。その後に、東京労働局の方で特別指導を十二月にしたというふうに言つていませんけれども、このやり方について、個別的な案件では御回答はいただけないというのはわかります。

そして、要は、御家族の会の方たちは、こうやって今みたいな答弁で、加藤大臣の答弁がそういう状況ですから、前向きに受けとめていてないと思われますよ。だから、今回、総理に会いたいと

思われるわけです。それで、総理に会いたいとお話しも頂戴いたしました。そうした御懸念ということを、今最後までいていただいておりますので、ぜひその意味を伝えてください、原審議官。

厚労大臣には、もう既に終わつてゐるんです。でも、今みたいなやりとりが続くから、だから、安倍総理が肝ひりでやると言つている安倍総理に直接会いたい、直接生の声を届けたいと言つています。原審議官、一言お願ひします。

○池田(眞)委員 お答え申し上げます。

本日の御指摘について、伝えるようにいたしましたい存じます。

○池田(眞)委員 ゼひよろしくお願いいたしま

と、能力のある人が好きな時間にできる、でも、本当に一日分ある仕事を、能力が高くて午前中だけ終わつちやいります、ではその後帰れるかといふと、帰れる制度だとは言つていますけれども、でも実際は、できる人に仕事がばんばん来て、結局は過重負担になるのではないかということをみんな恐れているわけです。

この、過労死された方々のSNS等、配付資料もありますけれども、みんな頑張つちやうんですよね。頑張つて、頑張つて、優秀だから頑張つて、頑張つて、助けてと言えないんです。今、与党の方では、何だか少し修正案を出そうみたいなことが記事で報道されていますけれども、でも、きちつとここは、高プロの重みといいますか、非常に、一度認めてしまふと、後でやはりやめますというようなことが言えない仕組みです。今だつてそういう状況ですから、今だつて過労死をなくしていいわけですね。

だから、この辺は、高度プロフェッショナルはまず削除していただき、そうでなければ、インター・バーレン制度できちつと時間を、十一時間等を義務づけるとか、そのぐらいをしなければ、全くこれは安心ができないと思います。

別紙二をごらんいただければ、これは二十九年の就労条件ですけれども、インター・バーレンの導入で、現在で一・四%、そして、導入の予定はなく検討もしていないというのが、この真縁ですよ。これが実態ですよ。こういう中で、やはりきちつと労働時間を管理するということが私は必要だというふうに思つております。

努力をするというふうにおっしゃつておりますけれども、まずは、この佐戸未和さんの、コメントの部分をごらんいただけると、やはり、自己責任という形で終わらせてしまうことは絶対にあつてはならないと思いますので、ぜひそこをお願いをしたいと思います。

最後になりますけれども、高度プロフェッショナルの制度、あと、健康管理時間との関係というふうに、ここはやりとりがずっと続いてしまいま

すので、もうやりませんけれども、過労死家族の会の方とお会いして、もう一度、加藤大臣の中まで、この高度プロフェッショナル制度が危険だなとか、見直さなくてはいけないなどかというお気持ちはありませんか。本当に加藤大臣の心の中を私はお聞きしたいなと思います。

○加藤国務大臣 高度プロフェッショナル制度の必要性については先ほど申し上げたところでありますので、それを前提に法案を出させていただきたいというふうに思います。

その上で、高度プロフェッショナル制度は、これまで導入されておりませんけれども、先ほどありました裁量労働制、あるいは通常の働き方の中においても過労死される方がおられるわけありますから、そうした過労死される方がこれから生まれないように、先ほど監督指導のあり方も考えなきやいけないんじやないかという御指摘もありましたが、監督指導の質の向上、あるいは量的な拡充、これらも含めて、しっかりと取り組ませていただきたいと思います。

○池田(眞)委員 このまま法案審議を進めるという御答弁でしたので、非常に残念ですが。

ですから、安倍総理との面会を御家族の方たちには、御遺族の方たちは望まれていますので、ぜひ原審議官の方には早急に対応をして、質問を終了させていただきたいたいと思います。

○高島委員長 次に、大西健介君。

○大西(健)委員 国民民主党の大西健介でござい

ます。

法となる制度である、高プロが導入されれば、日

本で働く全ての労働者にとって、取り返しのつかない危険を及ぼすおそれがあり、断じて容認することができない、こういうふうに書かれておりますけれども、これを読んでいたのであれば、大臣、どういうふうに受けとめていただいているんでしょうか。

○加藤国務大臣 どういうふうにというのは、この共同声明は、こうした共同声明、また、そうした御主張をされておられるということは受けとめさせていただきました。

また、先ほど池田委員からは、家族の会の皆様は総理に面談を申し入れているということでありますが、その面談の申入れの文書、これも見させていますと、そこにはこのように書かれてありますから、多くの国民の命にかかる切迫した問題ですでの、ぜひとも私たちの声を直接お聞きいただきたく、面談を切にお願い申し上げます、こういうふうに書かれております。

この面談の依頼が出たのが五月十六日でありますけれども、この五月十六日の日に、家族の会、そして過労死弁護団、日本労働弁護団幹事長連名で、緊急共同声明、労働時間規制を破壊し労働が放題の高プロ導入に反対する、こういう緊急の共同声明が出されておりますけれども、これは大臣、ごらんになりましたでしょうか。

○加藤国務大臣 二〇一八年五月十六日、労働時間規制を破壊し労働が放題の高プロ導入に反対する緊急共同声明ということで、過労死を考える家族の会、過労死弁護団、日本労働弁護団幹事長の文を言っておられるということですか。(大西(健)委員「はい」と呼ぶ)読ませていただいていま

ます。

先ほど来、いろんなお話をありますけれども、強行採決しようとしている、極めて憂慮すべき事態であり、政府・与党の一方的な国会運営を看過することができます。また、この中には、二十

四時間労働、休みなしで働けという業務命令が合

法となる制度である、高プロが導入されれば、日本で働く全ての労働者にとって、取り返しのつかない危険を及ぼすおそれがあり、断じて容認することができない、こういうふうに書かれておりますけれども、これを読んでいたのであれば、大臣、どういうふうに受けとめていただいていますけれども、ここにも載せておきました。遺族のコメント、お母さんのコメントが出ていましたけれども、今後、息子と同じような犠牲者が出なったわけです。

犠牲になつたのは、二十八歳の未来のある若い男性です。配付資料、これも皆さん、お配りされていますけれども、ここにも載せておきました。遺族のコメント、お母さんのコメントが出ていましたけれども、今後、息子と同じような犠牲者が出なつたわけです。

確かに再び悲劇が起きていたということが明らかになりました。

男性です。配付資料、これも皆さん、お配りされていますけれども、ここにも載せておきました。遺族のコメント、お母さんのコメントが出ていましたけれども、今後、息子と同じような犠牲者が出なつたわけです。

いかに、休日もさつちりとれて、リフレッシュで

きる時間を若い人につくつてあげてください。非常に悲痛なコメントだというふうに思います。

若者の命を奪うということは、日本の未来を潰すことです。法案審議中にまたも悲劇が繰り返されたこと、長時間労働により若者の命が奪われたことが明らかになったことについて、改めて大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○加藤国務大臣 システム開発会社に勤務する方が長時間労働で過労死をしたという事案、本件で亡くなられた方の御冥福を心からお祈りを申し上げたいと思いますし、御家族の方々には心よりお悔やみを申し上げたいと思います。

先ほど来から申し上げておりますけれども、こうした過労死事案、そうしたもののが発生しないよう、再び起こさないようについてこれまで取組をさせていただいておりますけれども、これは昨年こうした事案があつたということでありますけれども、このことをしっかりと受けとめて、今後とも、長時間労働のは止を始めとした働き方改革を進めるとともに、こうした事案が発生しないよう監督指導等にも努めています。

○大西(健)委員 この遺族代理人の弁護士さん、川人先生ですけれども、記者発表の資料を皆さんにお手元にお配りさせていただいていますが、犠牲となつたこの若者は、二〇一七年の七月一日にチームリーダーに昇格をした。それと同時に、裁量労働制の適用になつたんです。そして、それからわざか一ヶ月半後の八月十四日に亡くなつてゐる。

そして、この六というところを見ていたいだきたいんですけども、弁護士さんは次のように述べておられます。  
被災者は、裁量労働制が適用される前から長時間労働に従事していたが、裁量労働制が適用になつたことと思われる。そして、被災者が母親に頭痛を訴えたのは、その後の七月二十二日で

あつたことから、本件過労死に、裁量労働制が悪影響を及ぼした可能性は高いというふうに、この弁護士さんは言われています。

つまり、裁量労働制が適用されたことによつて亡くなられた方の御冥福を心からお祈りを申し上げたいと思いますし、御家族の方々には心よりお悔やみを申し上げたいと思います。

改めて、また、次のページでありますけれども、先ほど来、何人かの委員も言及をされていましたけれども、このSNSの投稿です。

①のやつが、今月も華麗に三百時間や。これは六月二十四日ですから、裁量労働制が適用される前ですけれども、前から長時間労働ではあつた、あつたんです。

でも、次の③のところですよね。③は七月四日ですから、七月一日にチームリーダーに昇格をして、裁量労働制が適用になつた後ですけれども、眠い、十三時から翌日の十八時までつて何なん。

次は、同じく四日の二十二時二十分ですけれども、仕事終わるまであと二十二時間。

そして、続けて五日の午前六時三十二分ですね。外明るいと思つたらもう六時かよ、アーメン。

そして、日付が変わつて六日の一時二十分。うおう、やつと仕事終わつた、社会人になつてから三十六時間ぶつ通しで働いたのは初めてやがな。まさに、弁護士さんが言つてたように、七月一日にチームリーダーになつて裁量労働制になつて、その前から月三百時間の長時間労働をしているんですよ。でも、裁量労働制になつて、四日から三日間、まさに徹夜勤務したことが過労死を招いたんだ、こういうふうに言つておられるんですね。そして、その徹夜勤務を招いた要因は裁量労働になつたからというふうに言われているんですね。

大臣、この徹夜の連続勤務というのが心身に非常に大きな負荷を与える、こういうことは間違いないというふうに思いますけれども、そのことはお認めになりますか。

○加藤国務大臣 連続で徹夜してずっと仕事を続けるということは、まさに長時間労働がずっと続くということ、また、特に睡眠時間がとれないということになりますから、当然身体に与える負荷は大きいものと考えます。

○大西(健)委員 これは先日、長妻委員がたしか配られた資料の中に入つていたんですけども、深夜割増し賃金の趣旨。山越局長なんか、何回か聞いてもまともに答えなかつたんですけども、聞いてもまともに答えなかつたんですけども、深夜労働基準法コンメント、これによれば、深夜に割増し賃金があるのは、法定労働時間又は週休等の原則を確保するための一つの支柱であり、深夜労働の強度、まさに今大臣答弁していただいたように、深夜労働というのはきつい、だからそれに対する労働者への補償である、こういうふうにコマンタールに書いてあります。

つまり、事業者に割増し賃金の支払いの義務を負わせることによって法定労働時間を守らせようとするものであつて、かつ、深夜労働は労働者の心身に特に負荷がかかるので補償しているというものが、これが割増し賃金の趣旨であります。

ところが、高度プロフェッショナル制度では、裁量労働制では支払われることになつていてる休日、深夜の割増し賃金さえ支払う必要がない。まさに歯どめがないんです。

過労死した二十八歳の男性は、裁量労働制が適用された直後から三日間の連続勤務、徹夜勤務になつてゐる。ただ、この場合も、会社は少なくとも割増し賃金を払わなきゃいけない。しかし、高プロであれば、それさえ必要ない。年間百四日の休日と、そして健康診断さえさせれば、徹夜連続勤務させることができになる、こういう制度だ。若者の命を奪うことになるのではないかといふふうに懸念しますけれども、大臣、いかがでしょうか。

(委員長退席、橋本委員長代理着席)

はそのとおりだというふうに思います。その上で、高度プロフェッショナル制度の対象業務は、高度な専門的知識などを必要として、その性質上従事した時間と従事して得た成果との関連性が通常高くないと認められるものについてのみ認められることになつていてるわけでありますから、こうした高度プロフェッショナル制度において、徹夜で連続勤務しなければ成果が出ない、時間が長くなければ成果が出ない、こういったような業務が対象になるのかということになります。

その上で、制度の趣旨を踏まえ、働く時間帯の選択や時間配分は労働者みずからが決定するものであることを法令上明記する方向で検討したいといたします。要件を満たさない、こういうことになると、指摘のように連続で働くような業務命令が出された場合には、要件を満たさない、こういうことにもなるわけでありますし、また、命令はないけれどもという場合においても、健康管理時間が長時間による面接指導を一律に罰則つきで義務づけるといったことを予定しております。

そういうふたつの措置等によつて、もともと、制度のことを申し上げましたけれども、健康確保措置をしっかりと固つていくということで、そうした深夜において連続勤務し、心身を壊していくということでないようないように設計をさせていただいているということであります。

○大西(健)委員 私、前回の五月十一日のこの委員会でも、高プロというのは理論上は二十四時間連続勤務が可能ですよね、年間百四日の休日確保と有休と、そして選択的措置で健康診断をさせれば、それで連続勤務が可能ですねということを言つたんですね。そのときも、今大臣の御答弁の言つたとおりに、いやいや、二十四時間連続勤務のようないふうに命をすることはできないんだみたいに御答弁をされました。それがネット上では、大臣がうその答弁をしたというふうに書かれている

んで  
すね。

資料の方に、お配りをしましたけれども、資料

の三ページ目、タイトルは「加藤厚労相がうそを答弁をしたようです。これは私が言っているんじゃないんですよ、佐々木さんというブラック企業対策弁護団の代表をされている弁護士の方です。

結を引いておまこにしられども和の前臣の質問に對して、加藤氏は、高プロは労働者がみずから時間帯を決める制度だとして、今、答弁と同様ですね、例えば二十四時間働きなさいという業務命令を出せば、要件を満たさず高プロは適用できないとしたと。

でも、このことに対する、右側に行っていただいて、「一体何のことを言つているのでしょうか、そのような要件は法案には存在しません、これは明らかかな虚偽答弁です、うその答弁です、加藤大臣が言うような、労働者が働く時間帯を決めるなどは、どこにも書いてありません」と。

さらに、下の方に行つていただきて、加藤大臣

の不誠実な答弁、加藤大臣が述べた要件は法案には存在しないことを大臣は知っているにもかかわらず、そのような要件があるように答弁することは、端的に言えば、それはうそつきです、うそはよくない、こう書かれていますけれども、これを読んでいただいて、いかがでしようか。

○加藤国務大臣　先ほど答弁したことの重複になつて申しわけないんですけども、法案においては、高度の専門的知識等を必要とし、その性質上従事した時間と従事して得た成果との関連性が通常高くなないと認められるものとして厚生労働省令で定める業務ということになつてているわけであります。

この制度の趣旨を踏まえて、法律の要件に沿つて具体的な対象業務を省令で定める際に、働く時間帯の選択や時間配分は労働者みずからが決定するものであることを明記していくことになりますので、そうした省令等含めて考えたときにどういうことでこれまでにお話をし、先ほどもこうし

た答弁をさせていただいたということでもございま  
す。

○大西(健)委員 確かに、虚偽答弁だ、うそつきだ、ちょっとと言い過ぎかなと。私も、大臣おつぎ  
しゃるよう、この弁護士さんは、法律にはそんな  
な要件は書いてないですよねと。確かに、大臣が  
言うように、省令で定めるんだということなんだと  
いうふうに思うんですけれども。

ただ、それに関連して、大臣、それでは、先ほ  
どの二十九歳のIT企業で過労死された方のSNS  
をもう一度見ていただきたいんですけども、  
それを見て、いたくと、何と書いてあるかとい  
うと、うおう、やっと仕事終わつた、社会人になつ  
てから三十六時間ぶつ通しで働いたのは初めてや  
というふうに言われているんですね。これは、こ  
の亡くなつた被災者の方が裁量を持つて、まさに  
みずから時間配分を決定して、自主的に徹夜で働  
いたと言えるんでしようか。

その前には、眠い、十三時から翌日十八時ま  
でつて何なんという投稿を見ても、私は、そうう  
ないと終わらないような業務、仕事を与えられた  
から三十六時間ぶつ通しで働いたのであって、何  
も、みずから自分で時間配分して、好きで三十二  
六時間ぶつ通しで働いているわけじゃなくて、三  
十六時間ぶつ通しで働かないと終わらないような  
仕事量を与えられているんだというふうに思うん  
ですけれども、大臣、これをごらんになつて、そ  
ういうふうに思いませんか。

○加藤国務大臣 今の話は、本件が法令上はどうい  
うことになるのかということにもかかわる話なの  
で、私がここで申し上げるのは差し控えたいとい  
うふうに思いますし、正直言つて、このブログだけ  
でそこを類推するというのもいかがなものな  
かななどというふうに思います。

ただ、いずれにしても、まず、これは裁量労働  
制のもので働いている方でありますから、この方  
に対してもし仮に時間帯を指定するというような  
ことがあれば、それ 자체が問題にされるとい  
うことだらうと思います。

○大西(健)委員 それでは、この具体的なケースについてお答えいただけないのであれば、今言つたように、一般論で結構です。三十六時間、徹夜でぶつ通しでやらないと終わらないような業務量を与えることは、これはどうなんですか。合法なんですか。可能なんですか。

○加藤国務大臣 ケース・バイ・ケースの中で、要するに具体の中でそういう議論をしないと、なかなか難しいんだろうというふうに思います。

今、裁量労働制をベースに答えていただければいいですね。

裁量労働制の対象業務となるのは、業務の性質上その遂行の方法を大幅に労働者の裁量に委ねる必要があるため、その業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないこととする業務ということでありまして、使用者が対象業務の遂行の手段や時間配分の決定等に関し具体的な指示を行つている場合、また、業務量が過大であつたり、期限の設定が不適切で、対象労働者が、時間配分の決定に関する裁量が事実上失われている場合には、対象業務につかせたところにならず、労働時間のみなし効果が生じず、労働基準法三十二条又は三十七条第一項の違反となる場合があるということは一般的な議論であります。

○大西(健)委員 大臣の今の答弁のとおりなんですがれども、先ほど來の議論をちょっと整理させていただきと、大臣はネット上でうそつきと書かれているけれども、私はそれは言い過ぎだと。厚労省は、高プロについては、今大臣の答弁にあつたように、使用者が対象労働者に対して徹夜しないと完了できないような分量の業務を与える場合について、省令において、働く時間帯の選択や時間を配分は労働者みずから決定するものであることを省令に明記する方向で検討していると。省令に書くんだと。

じゃ、その上で、今までの答弁にあつたんですがれども、先日、野党のヒアリングの中で、土屋審議官がこのように言われていました。今答弁によ

あつた話ですね。業務量が過大であつたり、期限の設定が不適切で、対象労働者から時間配分の決定に関する裁量が奪われているような、それだけ過大な業務を与えたりとか、期限設定をしたりとか、そういうことであれば、それはもう対象にならない、いんだ、高プロの対象から外れるんだという話です。

じゃ、大臣に確認をしたいんですけども、業務量が過大であつたり、期限の設定が不適切で、対象労働者から時間配分の決定権が、裁量が事実上奪われている場合というのは、具体的にどうやつて判断するんですか。

○加藤国務大臣 今のお話、業務の遂行の手段及び時間配分の決定に関する労働者の裁量が確保されているかという観点でありますけれども、今御指摘は、じや一々、監督官が仕事の指示内容まで確認できるのか、そういった観点からの御疑問だというふうに思います。

実際、そこに行く前段階としては、まず、みなし時間との乖離が非常にあるという労働時間の状況等の記録等から、そいつた形での、いわば長時間の労働が行われている、こういう認識というか、確認が必要だというふうに思います。

その中で、なぜそういうことが行われているのかという中において、今申し上げたような、業務量が過大であつたり、期限の設定が不適切で、対象労働者から時間配分に対する裁量が事実上失われている、そういう事案を、どういう形で業務量が与えられている、あるいはどういう形でそれが指示されている、そしてその量は、例えばその会社において、あるいは事業所において、あるいはその本人において、どのぐらいの一日当たりの仕事量等から見てどうなのか、そういうことを含めて最終的には判断していくことになるんだろうと思います。

労働時間と言つたけれども、この二十八歳の男性の話は裁量労働制の話だけれども、私が言つていいのは高プロの話ですよ。高プロで、省令で、働く時間帯の選択や時間配分は労働者みずからが決定するものであることを明記するとおっしゃっているけれども、でも、業務量が過大であったり、期限の設定が不適切で、対象労働者から時間配分の決定に関する裁量が事実上失われているような場合には、高プロの要件を満たしていないので外れなんだというふうな説明が厚労省の説明なわけですよ。

さはもう手おくれなんです、死んじやっているんですから。ですから、そんなことを言われたつて、その命は戻つてこないというふうに大臣は思いませんか。

に、もちろん、具体的に個々の従業員というか社員の方がどういう形で日々指示を受けているか、これはなかなか確認できない、それは委員御指摘のとおりであります。ですから、そういう意味で、一つのそうした

「一ヶ月をちゃんと義務づけていれば、私は亡くならずに済む可能性が高いんじゃないか」というふうに思うんです。

本当は、私たちは全ての労働者にインター・バトル、休息時間の規制を導入すべき、義務づけすべき

〔速記中止〕  
い。 ○橋本委員長代理 いや、速記を起ししてくだされ  
○加藤厚生労働大臣 先ほど申し上げましたように、

端緒として、先ほど申し上げました、健康管理時連が百時間を超える、あるいはそついたことが連続する、そういうことを一つの端緒としながら、じゃ、そこからなぜそういうことになつているのか、そして、それにおいて、先ほど申し上げましたけれども、どういう仕事のある人は職務の

きだというふうに思いますが、百歩譲つて、この高プロというのは、家族の会の皆さんも言つておられるように、人が死ぬ制度なんですよ。佐戸未和さんのお母さんはこう言つていましたよ。死ぬ人はふえるけれども過労死は減る、死ぬ人はふえなくなるけれども労働時間の把握もできないから

い。 いずれにしろ、今の大臣の答弁だと、そんなことはわからないですよね。  
だからこそ、さつきも議論がありましたけれども、野村不動産の裁量労働制の場合もそうですけれども、監督署は入っていたけれども、そのときはスルーしていた。十三年間、二〇〇五年からやつていて、二〇一二年でしたつけ、入っているけれども、そのときは見つけられなかつた。  
この二十八歳の男性の場合も、残念ながらお亡くなりになるまでわからなかつたんです。お亡くなりになつた後でも、先ほど私は、SNSのこういう投稿を見て、これは三十六時間ぶつ通しで働くなどとできないような業務量を与えられていたということなんじやないですかと言つても、大臣は、それは一概にはよくわからないと言つているわけですから、結局、具体的にはどうやつて判断するんですか。判断できなんじやないです。  
結局は、先ほど来お話を出しているように、過労死して初めて、労災認定の過程で、こうやつてSNSの投稿を見たり、いろんなことがわかつてきつて初めてわかるわけです。ですから、外からは、時間配分の決定に関する裁量が事実上失われているような仕事量が与えられるかどうかなんて、わからないんですよ。後になつて、労災認定とかするときで今わかつていてるだけであつて、わからな

健康管理時間というのがあり、また、健康管理時間が百時間を超えれば、本人の申出にかかるまで、なぜそうしたことが起きているのか、その背景に何があるのか、一定、先ほど申し上げたように、じゃ具体的に業務はどうなっているか、業務の指示はどうなっているのか、そついつたことを確認した上で、先ほど申し上げた判断につながつていくということになります。

○大西(健委員) さつきも言いましたように、基本的に、百四日、年間休日を与えて、有休を与えます。そして健康診断、百時間を超えたらやれば、理論上は、この間の質疑でも言いましたように、二十四時間、それが連日、これは裁量労働制の事例でありますけれども、二十八歳の男性の場合は三日連続で徹夜勤務をした、こういうことが高口でも可能なんです。

可能な上、そういうようなことを命じたらこればかりです。よと言つてあるけれども、命じなくてはいけない、まさにそうしないと終わらないような業務量が与えられるということは、私はあると思うんであります。でも、それは簡単には外から、やはり把握してきれないんじゃないですか、見つけられないんじや

指示がおりているのか、そういうことを確認して、そこに問題があり、この高プロの要件に、しかも省令で議論したことを含めてですけれども、そうした法令上の要件に該当しないということになれば、対象外ということになるわけになります。

○大西(健)委員 裁量労働制でも、野村不動産のときは見つからなかつた。そして、私、何度も大臣とこの委員会でもやりとりさせていただいたみたに、私は最初から、予算委員会でお話ししたときから、一旦導入すると裁量労働制というのは外から濫用が見抜けない制度じゃないですかと。だから、野村不動産のケースも、亡くなつて初めて見つかつたんじゃないですかと。実際、今回、途中に監督署は入つていただけれども、そのときは見つけられなかつたということがまた出てきたわけです。

同じように、やはりこの二十八歳の男性も、亡くなつてから、連続勤務していたんだ、あるいは、連続勤務しなきや、徹夜連続勤務しなきや終わらないような仕事を与えられていたというのには亡くなつてわかるんですよ。でも、それだともう遅いんですよ。なくなつた命は戻つてこないんです。私は、そういう制度だというふうに思いました。

そして、高橋まつりさんのケースもそうですけ

労災申請もできない、そして自己責任で働いたと  
言われるから労災認定もされない、だから見かけ  
上の過労死は減る、でも死ぬ人はふえる、こうい  
う制度だというふうにおっしゃっていました。

ただ、インターバルを入れれば、高プロを導入  
しろというんだつたら、せめて高プロにだけ限定  
してインターバルを入れれば、高プロでこうやつ  
て徹夜労働、連続勤務で亡くなる人というのを防  
げるんじゃないかというふうに思いますけれど  
も、高プロに限定してもインターバルを選択的  
ではなくて義務的に入れるということを、大臣、  
お考えになりますか。

○加藤国務大臣 インターバル制度の重要性につ  
いては、これまでも答弁をさせていただいている  
わけであります。

ただ、他方で、この高度プロフェッショナル制  
度というのは、対象業務や年収要件によって対象  
者を絞った上で、労働時間、休日や休憩等の労働  
時間規制を外す、こういうたてつけになつてゐる  
わけでありますけれども、しかし、そういう中に  
おいて、連合からの要請等もありまして、年百四  
日かつ四週当たり四日以上の休日取得、これが義  
務づけられた上で、今委員お話がありましたイン  
ターバル規制と深夜業の回数制限、それから二つ  
目として在社時間等の上限規制、三つ目として二  
週間連続の休暇取得、四つ目として臨時の健康診

命を落とした後に、いや、これは対象業務につかせたことにならないんですと言つても、そのと

○加藤國務大臣 ですか。いかがですか。  
ないですか。いかがですか。

れども、この二十八歳の男性のケースも、具体的な時間を何時間に設定するかはともかく、イン

断の実施という選択肢から労使の決議によつて選択をしていただく、こういう仕組みになつてゐる

わけでありまして、ここは労使の決議に委ねていいことが適当だというふうに思います。

○大西(健)委員 少しちよつとここで確認しておきたいことがあるので、続けてですけれども、高プロの年収要件ですけれども、厚労省一千七十五万というのは労働契約により使用者から支払われる見込まれる賃金の額というふうに説明しておられますけれども、この額に業績変動給は含まれないということで間違いないか、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○山越政府参考人 高度プロフェッショナル制度の年収要件の対象でございますけれども、これは確実に支払われる見込まれる賃金でございますので、御指摘のように、業績によって支払われる金額が変動する賃金は含まれないと考えております。

○大西(健)委員 ちょっとともう一点、事務方に確認したいんですけども、先日、長妻委員の質疑の中だったと思いますけれども、一千七十五万円を例えれば一万円でも下回った場合には、適用要件を欠いて高プロは廻及して無効になる、こういう話があつたというふうに思っています。

この話と似たような話なんですけれども、例えば、一年経過した後に対象労働者が休日を百三日、百四日じゃなくて百三日しか取得をしていなかつたということが判明した場合には、これは四十一条二の第一項に違反するということで、その場合は対象労働者は高プロから外れて、休日、深夜の割増し賃金を含む通常の労働規制が適用されるということで間違いないか。また、その場合、どこまでそれは廻及するのか。御説明をいただきたいたいと思います。

○山越政府参考人 高度プロフェッショナル制度でございますけれども、対象業務に従事する労働者に対しまして、一年間を通じ百四日以上の休日を使用者が与えることを要件としております。これららの休日を与えていない場合は、法令の要件を満たさないになりますので、高度プロフェッショナル制度の適用は認められることになると

考えております。

この場合、いつからかということでございますけれども、例えば、今御指摘のように、一年に百三日しか休日を与えていなかつた場合は、その百四日の休日が与えることができないことが確定した時点から、制度の適用がその年の終わりまで認められなくなるということだと思います。

○大西(健)委員 最後に、年収要件が将来的に引き下げられるんじやないかという話について、お伺いしたいと思います。

これもずっと前からこの委員会でも議論がされていますけれども、経団連は、二〇〇五年の六月のホワイトカラーエグゼンプションに関する提言で、対象労働者の年収を四百万円と当時は想定をしていた。それから、榎原会長は、二〇一五年の四月の会見で、最終的に制度を本当に実効性のあるものにするには、年収要件の緩和や対象職種を広げる方向で考えるべきだとはつきりと言われています。さらに、日経連の会長は、少なくとも一〇%の労働者に適用するように求めしていくという発言をされています。

他方で、資料をごらんいただきたいと思います。

本委員会の委員でもある塙崎当時の大臣が、ここにも書いてありますけれども、ぐつと我慢していただいて、とりあえず通すこと、こういうふうに言われています。そして、右下の漫画にあるように、これは派遣法と同じで、アリの一穴になつて、将来は対象が拡大されるんじゃないかと。

以前、安倍総理も国会答弁で、年収要件がどうなるかはわからないと、これはある種正直な答弁だと思いますけれども、こういうふうに答弁しているんですが、大臣、将来、年収要件が引き下げられる可能性は否定できない、これは、それでいいですね。

(橋本委員長代理退席、委員長着席)

行政監視委員会で、山井委員からの御質問に対する総理の答弁だったというふうに思います。

ここでの総理の答弁は、むしろ、計算した結果、いわゆる平均給与の三倍ということでありますから、その平均給与が下がる上がる、そういうことについて言っておられるわけで、例えば、全体の平均年収とかかわりがあるわけでありますから、全体の平均年収が、果たして今、絶対幾らかということは、絶対そうだということは明確に言えないわけがありますという流れの中での、それは将来の予測ですから、これはわかりませんよ、こういうことです。

もしそこの答弁をおっしゃっているのなら、そ

ういう趣旨だということをまず御理解いただいた

上で、今の御質問でありますけれども、この規

定、労働契約により使用者から支払われる見込

まれる一年間の賃金の額が毎月決まつて支給する

給与の平均額を基礎として算定した額の三倍を相

当程度上回る水準以上であるということ、この年

収要件、これは変更するつもりはありません。

○大西(健)委員 つもりはないということなんですね。

例えば、ホワイトカラーエグゼンプションのあ

るアメリカ、一九七〇年にニクソン政権当時に基

準が年収五万五千ドル、これは日本円にすると約五百六十万円でしたけれども、二〇〇四年のブッシュ政権で基準額が一万三千六百六十ドル、約二百四十万円まで引き下げられてしまつた。さすがにこれでは八八%のホワイトカラーが残業代ゼロになつてしまつたので、オバマ政権で見直しが行われました。

先ほどの日本経済研究センターの塙崎大臣の發

言では、一千万円以上もらつている人は四%、そ

のうち一・五%は役員で、残りは二・五%、さら

に、そのうち希望者となれば対象者は限られてく

るというふうに当時の大臣が発言されていますけ

れども、ということは、正確な数字はわかりませ

ませんが、大体、全労働者の二%ぐらい。そういう話

になると、結局、経済界にとつても余り導入する

意味がない。

その上で、大臣が今言つてはいるように、下げるつもりがないということだったら、こんなのは意味ないじゃないですか。誰がこんなのが望むんですか。二%にも満たない者しか対象にならない、そして大臣が本当に下げるつもりはない。やはり結局下げるんじゃないですか。そういうふうに私は思うんですけれども、いかがでしょうか。

○加藤国務大臣 最終的にどのぐらいの割合になるかというのを今、具体的な数字としてお示しするのは大変難しいわけでありますけれども、今委員が引用されたように、決して多い数ではないと

いうことはそうだというふうに思います。

その上で、この高度プロフェッショナル制度は、交渉力の高い高度専門職の方で、制度の適用を希望する方を対象に、働く時間帯や時間配分をみずから決定し、自律的に働く選択肢を用意し、そして、そうした方たちが能力をより發揮できるようにしていく、また、それが新しい産業や新しくプロジェクトをつくり出し、ついては、日本全体の経済成長につながつていくということで、この導入を含めて今御議論をいただいているということであります。

○大西(健)委員 誰が望んでいるのか、さっぱりわからないですね。先ほどの緊急共同声明の中でも、主要企業百社のうち七割が、今の国会で成立させる必要はない回答している。そして、家族の会も、連合も、日弁連も、みんな反対している。何でそれをやらなきゃいけないのか。そして、きょうの質疑の中でも、平成二十五年度労働時間等総合実態調査、精査したといつて出てきたものが更に間違つていて、それも出てこないといふ中で、本当に、この緊急共同声明に書かれてるよう、今週か来週には一括法案を強行採決しようとしている。そんなことは絶対に許されない

ということを私は申し上げて、質問を終わります。

○高島委員長 次に、山井和則君。

○山井委員 三十五分間、質問をさせていただき

ます。

きょう、多くの議員から質問がありました。本当に私たちが今までから言っているとおり、今回、高度プロフェッショナル、いわゆる残業代ゼ口制度、過労死促進法、これが強行採決されたら人の命が奪われるということがあります明瞭化になつておきます。

例えば、野村不動産の裁量労働制についても、二〇〇五年から営業関係の約六百人に導入されたけれども、四年前の労働基準監督署の調査では見抜くことができなかつた。それで、この配付資料にもありますが、過労死になられて初めて、十二年たつて違法が発覚した。つまり、これは人が亡くならなかつたら永遠に発覚しなかつたんですね。いろいろ指導を徹底するとかおっしゃつていなれども、過労死が起こらないと違法がわからぬ。

残念ながら、一昨日明らかになつた、IT関係会社の二十八歳の若者も一緒に、裁量労働制に入つて、三十六時間連続勤務して、一ヶ月余りで過労死しているじやないです。

そして、初鹿さんも、皆さん言つたように、違法だらじやないですか、残念ながら。インターネットを見たら、ハローワークのホームページを見たら、違法な裁量労働制があふれているじやないですか、これ。野放しじゃないですか。そんな中で、きょうの配付資料にもありますように、ますますこのリスクが高まつてきております。

それで、きょうの配付資料を見ていただきますと、今回の新たな過労死ですね。きょうの配付資料の中に入れさせていただきましたけれども、IT関連会社、そして、テレビ局の方もお亡くなりになられました。

この四ページにありますように、裁量労働制を適用、三十六時間連続勤務。テレビ会社のプロデューサー過労死、しかしこれは二〇一五年、三年たたないと明らかにならない。そして、管理監督者、残業規制の対象外。

そして、この裁量労働制、三十六時間連続勤務で働くことになつた若者は、みなし労働時間はたつた一日八時間。そして、このハローワークの求人、これを見てください、五ページ。ここに書いてあるんですよ、このITの会社のハローワークの求人。裁量労働制、月平均の時間外は二十時間と書いてあるんですよ。

そして、このような管理監督者や裁量労働制でさえ、人が死なないと取り締まれない。野村不動産は、四年前に指導に入ったけれども、六百人もの違法を見抜けなかつた。大西さんがおっしゃるように、裁量労働制というのは恐ろしいです。

よ。一旦導入すると、違法で摘発されることなんかほとんどない、ざるなんです。

それよりもざるなのが、高度プロフェッショナル。この九ページにありますように、裁量労働制でさえ、みなし労働時間、休日労働時間数の、労働時間の把握が義務になつていて、そこでも過労死は激増しているんです。これは重要です。

よ。しかし、裁量労働制の過労死とは公表されないんですよ。違法だから、裁量労働制の過労死とすら公表されないんですよ。人知れず裁量労働制とすることで亡くなつても、違法だから、結局は裁量労働制の過労死といふことも誰にも知られずになります。今回の野村不動産と一緒ですよ、そうやって、深刻さは国民にも伝わりにくいいです。

そして、管理監督者、管理職でさえ、深夜労働時間を見つけています。しかし、この九ページにありますように、高度プロフェッショナルはその労働時間を全く把握しない。ある方がおっしゃつていました。この高度プロフェッショナル、悪魔の制度だと。過労死しても、過労死とさえ認めてもらえない。本当にこれは恐ろしい制度であります。

そして、このことに關して、ついでに言いますと、十一ページにありますように、先日も私二デューサー過労死、しかしこれは二〇一五年、三年たたないと明らかにならない。そして、管理監督者、残業規制の対象外。

そこで、最初に、来てくださつております内閣官房の原審議官に、池田議員の続きをさせていたいと思います。

きょうの配付資料の中に、過労死家族の会の方々の安倍総理大臣への面会希望の面談依頼書と

きょうも過労死家族の会の方々が傍聴にお越しになられております。

読み上げさせていただきます。二十一ページで

総理大臣安倍晋三殿。面談の御依頼。私たちは、高度プロフェッショナルなど、逆に過労死をやしかねない改革が法案に含まれることに強い危機感を持っています。働き方改革は、当初から安倍総理の御発言どおり、過労死を減らすものであらねばなりません。万一、過労死をふやす法案が成立することは絶対にあつてはなりません。過労死を愛する家族を失い、地獄の苦しみを味わうのは、私たちだけでたくさんです。過労死防止のために私たちは人生をかけて活動しております。国際情勢も緊迫する中、御多用とは十分に承知していますが、国民の多くの命にかかる切迫した問題ですので、ぜひとも私たちの声を直接お聞きいただきたく、面談を切にお願い申し上げます。

五月二十二日火曜日までにお時間を頂戴さればということで、これはおとといの一時ぐらいですか、安倍晋三事務所に届けられて、そして、かつ、福島参議院議員を通じて、内閣官房にもおととい出されたということを記者会見でお聞きをいたしました。夕方に記者会見をされましたので、お聞きいただきたく、面談を切にお願い申し上げます。

二日前の一時に安倍晋三事務所にこれは提出されております。二日前です。昨日も午前中、十一時、福島みづほ参議院議員が、安倍総理、会つてくださいました。夕方に記者会見をされましたので、そこで、原審議官、改めてお聞きします。

ただ、言いたいのは、裁量労働制と同じように、裁量労働制も途中で抜けようと思えば抜けられますよしかし抜けられないんです。このことは申し上げておきたいと思います。

そこで、最初に、来てくださつております内閣官房の原審議官に、池田議員の続きをさせていたいと思います。

きょうの配付資料の中に、過労死家族の会の方々の安倍総理大臣への面会希望の面談依頼書と

いうものが入つております。二十一ページです。

ます。

その上で申し上げますと、安倍事務所の方はちょっと私の方で承知してございません、何時云々というのは。

それで、私の方には、「一日前の夜の二十一

時過ぎにファクスという形で、議員会館の方に来まして、もう夜の二十一時を過ぎていたものです

から、その日は対応がなかなか難しかったということ

ところでございまして、翌日、先ほども申し上げましたが……(山井委員「済みません、もう経緯は結構です、時間がないので。結論だけ、安倍総理の耳には入っているのかだけで結構です」と呼ぶ)

先ほど申し上げましたけれども、関係者のところには渡しておりますが、そのところは確認がとれません。

○山井委員 一日、二日たっているのに、まだ安倍総理の耳に入っているかどうかわからぬ、それは余りにも不誠実じやないです。きのうも二回、午前、午後で国会で問題になつてゐるんで

よ。つまり、安倍総理の耳に人れないんですか。じゃ、いつ安倍総理の耳に入れるおつもりなんですか。これは安倍総理への面談依頼ですかね。いつ安倍総理の耳に入れるんですか、来週火曜日までに面談をしたいというふうに書いてありますけれども。

○原政府参考人 お答え申し上げます。  
早急に伝えるようにいたしたいと思つてござります。

○山井委員 早急につて、きのうもそういう答弁をしているじゃないですか。これは来週火曜日の話ですよ。回答ももちろん重要だけれども、安倍総理にすらまだ伝えていないことは、申しわけないけれども、それはプロトクしているんですか。会わせたくないんですか。安倍総理の耳に入れた上で、もちろんお忙しいのはわかりますよ、その上でどういう対応をするか考へる、わかりますよ。にもかかわらず、一日、二日たつてゐるのに、耳に入っているかどうかかもわからない、それは余りにも冷たいんじゃないですか。

なぜこんなことを言つかるかというと、きょうの配付資料にも入れてありますけれども、十八ペー

ジ、昨年二月、安倍総理は、高橋まつりさんのお母さん、残念ながら電通事件で過労死をされてしまつたまつりさんのお母さんと会つて、長時間労働を是正すると。この記事によると、首相は涙ぐみながら聞いておられた。

おまけに、昨年の所信表明演説では、この十九ページ、次のページにありますように、一月二十九日、安倍総理はこう所信表明演説で言つているんですよ。入社一年目の女性が、長時間労働による過酷な状況の中、みずから命を絶ちました、二度と悲劇を繰り返さないと強い決意。

しかし、上を見てください。そのお目にかかる御本人である高橋まつりさんのお母様の高橋幸美さんは、ソイツターで、五月十五日、三日前で

す、高度プロフェッショナル制度には過労死遺族として断固反対します、これはおかしくないです。

か。長時間労働を是正すると過労死の御家族に相官邸で約束しておきながら、一年たつたら御遺族の意向に反しているじゃないですか。

そして、安倍総理は、この国会を働き方国会とおっしゃっていますよね。そこまでおっしゃつているなら、一番長時間労働や過労死の苦しい当事者である過労死家族会の方々の面談要望をなぜ伝えないんですか。

○原政府参考人 お答え申し上げます。

今ここで答弁してください。きのうも二回、国会で問題になつてゐるんですよ。言つちや悪いけれども、門前払いでの、安倍総理には伝えたくな

い、そういうふうに思われる仕方ないです。そうでなかつたら、いつまでに安倍総理に伝えるのか。これは、この要望書にも書いてあるように、人の命がかかっている問題ですからね。お答えください。いつまでに安倍総理に確実に伝えるんですか。早急というのはもう勘弁してください。

○山井委員 昨日、昨日に伝えをしておりました。

もう一度経過を申し上げますと、「二日前の夜の二十一時にファクスで来ました。(山井委員「いや、もうそれはいいから。秘書官にはいつですか」と呼ぶ)」昨日、昨日に伝えをしております。

○原政府参考人 お答え申し上げます。

二十一時、二日前でございますが、ファクスで参議院の福島みづほ事務所の方から届きました。

それで、私の方で、もう二十一時でございま

存じます。(山井委員「だめです。とめてください」と呼ぶ)

○高島委員長 山井和則君、質問を続けてください。(発言する者あり)

○原政府参考人 お答え申し上げます。

先ほども申し上げましたが、まず、政府全体としては十分に受けとめたいと存じます。それから、本日の再三の御指摘も踏まえて、できる限り早急に伝えるようにしたい、このように存じております。(発言する者あり)

○高島委員長 速記をとめてください。

○原政府参考人 お答え申し上げます。

○高島委員長 速記を起こしてください。

○原政府参考人 お答え申し上げます。

○高島委員長 速記を起ししてください。

○原政府参考人 お答え申し上げます。

○原政府参考人 お答え申し上げます。

したので、官邸の方に担当者が入れたということ

でございます。

翌日、ちょっといろいろばたばたしておりますので、何時ということは、ちょっと私の方では申し上げられないということでございます。

○山井委員 ちょっと待つて。ちょっとはつきりします。そんなことあり得ないよ。

例えればですよ、お忙しいのはわかりますけれども、今も首相動静を見たら、きのうも、例えれば晚

の六時三十七分から九時十八分まで、二時間以上成蹊大学の友人と食事というふうになつていています。きょう福島に行つておられるそうですけれども、例えば、きょうの朝二時間は昭恵夫人と一緒に列車で移動というふうに、ここに、見ると書いてあります。

これは即返事と言つているんじゃないんです。この本当に命のかかつた要望書、このままでは人の命が奪われる。私たち国議員の仕事は国民の命を守ることでしょう。このままでは人の命が奪われる。いろいろな仕事、公務、忙しいのはわかりますよ。でも、国民の命が奪われる。

実際、先ほども言つたように、野村不動産、I.T.関連会社、統々人が死んでいますか。人が死んでいるじゃないですか。その人たちを救うどころか、更に過労死をふやす。そのことを、面会依頼したら、二日たつても総理に伝わらない。それはおかしいですよ。加計学園の理事長とゴルフや食事を十数回して、でも、過労死家族の会が面会したいと言つたら、その面会要望も總理に伝えてもらえないんですね。

もう一回答弁してください。きょうじゅうに必ず安倍総理に伝えるということを答弁ください。

○原政府参考人 お答え申し上げます。

繰り返しになりますが、私ども政府として、全國過労死を考える家族の会については、十分に受けとめたいと存じます。

それから、きょうじゅうにというお話をございました。先ほども申し上げましたが、私の方で、伝わっているか伝わっていないか、ちょっとと確認がとれていないということでございます。それも含めて、いざれにいたしましても、きょう再三御指摘をいただきましたので、私の方できょうじゅうに伝えるように努めてまいりたい、このように思います。

○山井委員 後で私の携帯を言いますので、私に教えてください。

これは深刻な問題ですよ。あした、あさつて、土日になるわけですからね。

それで、もう一つ、私、気になつたことがあります。今回、二月二十三日に過労死の家族の会の方々十数名が加藤大臣に面談をされました。その概要を出してくれと言いました。なぜならば、高プロがいいという意見の十数人の議事録だけ出たから、それだったら、高プロに反対している過労死の家族の会の方々が二月二十三日に面談したから、面談記録を理事会に出してくれと言いました。

私、これを読んでびっくりしました。裁量労働制の廃案ということは書いてあるけれども、高プロの削除がまさに削られているじゃないですか。この報告書から。

しかし、ここにあるんですよ、家族の会の方が読み上げた原稿が。ここには大きな問題点として、読み上げましょうか、問題点は高度プロフェッショナルの創設です、そしてもう一つの問題点が企画業務型裁量労働制の拡大の導入です。加藤大臣、結論を読み上げます。

過労死は人災、劣悪な働き方をすれば誰にでも起こります。特に深刻なのは、若者の過労自死が多いことです。日本の将来を担う若者を使い潰すようでは、日本の未来をなくします。今求められているのは、日本の働く社会から過労死、過労自死を根絶するとともに、労働者にゆとりのある生活時間の確保と労働時間規制であることは明らかです。そのためにも、政府の働き方改革法案の中にある、国民の命を奪う高度プロフェッショナル制度の創設、裁量労働制の拡大、この二つの削除をし、まず実態調査をして、実効性のある長時間労働規制を求めます。このままでは、今回の働き方改革法案は、残業代ゼロ法案です。過労死促進法です。ひいては、過労死防止法違反です。

結論として、高プロの削除、書いてあるじゃなですか。何で、理事会に提出する資料から、一番重要な結論の高プロのコの字も、この中から削除されているんですか。これははつきり言つて、改ざん、捏造じゃないですか。過労死家族の会、これは結局、びっくりしました、高プロと裁量労働制の拡大の削除の要望に行かれたんですよ。この原稿は、寺西代表が予算委員会の参考人で陳述されたとおりの内容です。このとおりを加藤大臣におつしやつた。にもかかわらず、私たちに報告された資料の中では、裁量労働制の拡大だけ、高プロのコの字も書いてない。捏造じゃないですか。出し直してください。

○加藤国務大臣 全国過労死を考える家族の会との要請の概要を出してくれということであります。

この会は、基本的には非公開で、率直な意見交換をされたということありますから、冒頭部分だけマスコミが入られたので、その部分は公開をしてやつていますから、そこだけ公開をさせていただいたということでありまして、それ以外について、今申し上げた、もともとの非公開で、そして、率直な意見交換、さらには個人のお話もいろいろありましたから、そういう意味で、その部分の開示は控えさせていただいているといふことで、この冒頭部分について、今委員おつしやるよう、これはマスコミも入つておられますが、そのところは御確認いただければと思います。

○山井委員 おかしい。ほかの、十数人の高プロの割といい点を聞くときも非公開ですよ。公開する前提じゃなかつたですよ。そのときは高プロのいい点をいっぱい書いておいて、肝心の、高プロの、裁量労働制の削除のために申し入れたのに、そのためにこれを書かない。捏造じゃないですか。改ざんじゃないですか。これはひどい。考えられません。

○加藤国務大臣 ですから、開放、オープンにできる部分は公開で……(発言する者あり)

○高鳥委員長 答弁が聞こえません。御静爾に願います。

○加藤国務大臣 ですから、まず、捏造だとおっしゃるから、捏造ではないということを申し上げています。

○高鳥委員長 答弁が聞こえません。御静爾に願います。

○加藤国務大臣 ですから、まず、捏造だとおっしゃるから、捏造ではないということを申し上げているので……(山井委員 捏造じゃないか)と呼ぶいやいや、委員から捏造というレッテルを張られたら、それは違うということを明確にする必要があります。

これは、全体を出してくればということだったのですが、公表できる部分はここだということで、冒頭マスコミの方が入った部分を出させていただいて



ね。

もう一つ、ここに、資料の一枚目につけておりますけれども、法定時間外労働の実績、これも、同じやつを、平成二十五年の調査を加工したものですね。新技術、新商品等の研究開発の業務といたことで、この見出しが、一ヶ月四十五時間以下や一年三百六十時間以下におさまっているのは七割程度と結論づけています。つまり、これは、新技術、新商品等の研究開発の業務が除外になるから、除外になつても、この中におさまっているから大丈夫と言いたいんだと思うんです。だけれども、私は、三割がはみ出ている、このことが重大だと思うんですね。

しかも、これを見ていただければわかるんですが、一月四十五時間超が、百時間超えというのが三%あるわけです。中小企業だと一・七%です。それが、一年間でいうと、一千時間超えが〇・三%なわけですね。そうすると、零コンマという世界ですよ、データは。

これが、例えば〇・一%、今の九千八十三の項目が、精査してみたら〇・一%違つたといつたて、物すごく重い意味があると思いませんか。私たち議員だけでなく、政策形成過程でかかわった多くの関係者に対しても、その責任をどう考えるのか、伺います。

二つ聞きました。

○山越政府参考人 平成二十五年調査の結果を用いた資料につきましては、労働政策審議会の労働条件分科会には十一回、仕事と生活の調和のための時間外労働規制に関する検討会におきましては五回、資料として提出をしております。

今回の平成二十五年調査のデータでございますけれども、統計としての精査を、高める観点から、異常値である蓋然性が高いものを削除した上で再集計をしたのでござります。こうした方法で精査を行いましても、なお九千を超えるサンプル数がございまして、精査前と比べて集計結果に大きな傾向の変化も見られないわけでござります。

また、先ほど申しました労働政策審議会などで

は、平成二十五年調査データだけではなく、さまざまな資料を確認いただきまして、御議論をいたしましたものと承知をしております。

お示ししたデータの中に、正確性が必ずしも確保されていないものがあったということについて

は、これから反省といたしまして、これから統計をつくっていく際、資料をお示しする際に対応してまいりたいと思います。

○高橋(千)委員 大臣に通告しています。

今、十一回、五回と言いました。だけれども、私が今指摘したように、規制改革会議のワーキンググループですか、検討会の前にも、まだ議論をされているわけですよ。そして、それが一つ、二つのデータではない、丈比べをした、そんな話ではないんです。

この今回の法案の全体にかかる、上限規制をどうするか、除外をどうするか、全体にかかる議論の基礎データに、このとの調査結果がさまざま

な形で加工されて出されてきたんだ、その意味を、その重さをどう考えるかということを大臣に聞いています。

○加藤国務大臣 労政審の関係では、そういうこととあります。

今委員御指摘の、ちょっととそこ、今言つた規制改革会議等々において、いつの時点でどうい

うデータが提出されたかまでは、済みません、ちょっとと今把握をしておりませんが、委員御指摘のように、このデータがさまざま形で活用されているということは、そのとおりだというふうに思います。

○高橋(千)委員 そのとおりだといふに思ひます。

いざれにしても、そうしたお示ししたデータが、その正確性が必ずしも担保されていない、あるいは異常なデータとしての蓋然性がある、そういったものが入つていていたということ、これは本当に謙虚に反省をしていかなければならぬというふうに思いますし、今後、今局長から話をいたしましたけれども、統計を行つてつくっています。

今回の問題点をしつかり反省した上で、正確なデータが得られるよう、専門家の御意見も伺いながら、適切な調査の設計を行つていただきたいと思います。その上で、労働政策審議会で御議論をいた

しつかりと反省をして、これからにつなげていきたいと思います。

○高橋(千)委員 少なくとも、私が指摘したような零コンマの世界で出しているこのデータ、やり直した調査結果をもとに、もう一度出してもえますか、山越局長。

○山越政府参考人 ただいまのは、先ほど御指摘があつた件でございましょうか。

先ほど御答弁させていただきましたように、九千八十三の事業場のデータにつきましては、今御提出をすべく準備をしている最中でございまして、来週お出しをしたいというふうに思います。

○高橋(千)委員 そうじゃなくて、そこから加工された、今出している、私が出した資料、これは零コンマの世界なんですよ。〇・一%だから大

した違ひがないなんて、そんな答弁できないと言つていてるんです。わかつていますか。これを出し直してくださいと言つています。

○高島委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○高橋(千)委員 速記を起こしてください。

○山越労働基準局長。〔

○山越政府参考人 審議会にお出ししまった資料、加工された資料につきまして、改めて数字を算出いたしまして、提出できるようにしてまいりたいというふうに思います。

○高橋(千)委員 だから、やり直しをするべきなんですが、調査も審議会も、それだけの意味があるんだということを指摘したいと思います。

次に、もう一度聞きますが、裁量労働制について、総理の指示のもとに新しい実態調査をやること聞いています。いつもごろ労政審にかけますか。

○山越政府参考人 裁量労働制でござりますけれども、厚生労働省におきまして新たな実態調査を行ふことをしております。

今回の問題点をしつかり反省した上で、正確なデータが得られるよう、専門家の御意見も伺いながら、適切な調査の設計を行つていただきたいと思います。その上で、労働政策審議会で御議論をいた

だくことにしたいというふうに考えております。

調査の設計や調査の実施には相応の時間を要するもの、こういうふうに考えておりまして、現時点で今後の予定をお答えすることはできないわけ

でござりますけれども、いずれにいたしましても、裁量労働制の実態をしつかり把握できるよう適切に対処してまいりたいというふうに考えます。

○高橋(千)委員 結局、これは設計がいつごろで起きるかすらも、これは労政審にかけると聞きました。このデータを撤回したときから、私はずっと聞いているんですよ。だけれども、それらもまだ答えられない段階なんです。だったら、高プロも当然一緒に調査をするべきなんです。これは今やるべきじゃない。重ねて指摘をしたいと思います。

○高橋(千)委員 先ほどお話を出ているんですけど、過労死家族の会の皆さんが、過労死をふやす高プロを削除するんだと緊急の会見を行つたその日に、新たに二件の過労死が判明したというのは大変衝撃でした。

お一人は、不動産関連のIT会社で、裁量労働制を適用されていた当時二十八歳の会社員。長時間労働が既に常態化していたにもかかわらず、裁量労働制になつた直後に、三日連続の徹夜を含む三十六時間の勤務があつたといいます。先ほど、山井委員が指摘をしたとおりです。

これは、三十六時間三日連続自体は、通常の労働者も残念ながら一日限りの規制がないですから、私、前にも何度も質問していましたから、規制がないとのインパクトがないので、それ自体は違法ではありません。だけれども、トータルするところと長くなるのがわかつて、から裁量労働制にしたんだろう、裁量労働制というのをそういうものなんだらうということを、改めて示して

いると思うんですね。

もう一人は、テレビ朝日の五十代のプロデューサーが一五年二月に心不全で亡くなり、同年に認定されていましたことが判明したというものでした。





遇決定方式かを選択する労働者派遣法の改正を盛り込んでおります。

以上のような取組によりまして、無期派遣労働者を選択した方についても、適切な待遇が確保されることになると考えております。

○高橋(千)委員 適切な対応と今おっしゃいましたよね。

今、無期雇用が改正後三年間で六六%もふえているわけなんですね。やはりこれは、雇用安定措置といつたけれども、派遣先がこれを避ける手立てなのかなと。しかし、今言つたように、派遣先にとって、本当はなくてはならないキャリア、技術を持つていてるんです。それが無期雇用という名の派遣社員のまま固定化されるのは適切なのか。これは、派遣法をつくったときに、三年後の見直し規定もつくりました。実態を見て、何らかの対応を検討すべきだと思います。

大臣にもう一回聞くと言いましたが、質疑時間が終了しましたので、ぜひこれは次の課題として、宿題にして終わりたいと思います。

○高鳥委員長 次回は、来る二十二日火曜日午前八時四十五分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時四十二分散会



平成三十年六月二十五日印刷

平成三十年六月二十六日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C